

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2020年6月10日提出
【発行者名】	野村アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	C E O兼代表取締役社長 中川 順子
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋一丁目 1 2 番 1 号
【事務連絡者氏名】	松井 秀仁
【電話番号】	03-3241-9511
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	ハイブリッド・インカムオープン
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	1兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

ハイブリッド・インカムオープン
(以下「ファンド」といいます。)

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託・受益権(以下「受益権」といいます。)

なお、当初元本は１口当たり１円です。

■信用格付■

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託者である野村アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

1兆円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込日の翌営業日の基準価額 とします。

なお、午後3時までに、取得申込みが行なわれかつ当該取得申込みにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。

「基準価額」とは、純資産総額をその時の受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当たりの価額で表示されます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

< 受付時間 > 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

（５）【申込手数料】

取得申込日の翌営業日の基準価額に3.3%(税抜3.0%)以内 で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

収益分配金を再投資する場合には手数料は無手数料とします。

（６）【申込単位】

一般コース (分配金を受取るコース)	1万口以上1万口単位(当初元本1口＝1円)または 1万円以上1円単位
自動けいぞく投資コース (分配金が再投資されるコース)	1万円以上1円単位

ただし、「自動けいぞく投資コース」を選択した投資者が収益分配金を再投資する場合には1口単位とします。

（７）【申込期間】

2020年6月11日から2021年6月10日まで

* なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（８）【申込取扱場所】

ファンドの申込取扱場所(以下「販売会社」といいます。)については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

< 受付時間 > 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

（９）【払込期日】

投資者は、取得申込日から起算して6営業日目までに申込代金を申込みの販売会社にお支払いください。

なお、販売会社が別に定める所定の方法により、上記の期日以前に取得申込代金をお支払いいただく場合があります。各取得申込日の発行価額の総額は、各販売会社によって、追加信託が行なわれる日に、野村アセットマネジメント株式会社(「委託者」または「委託会社」といいます。)の指定する口座を経由して、三菱UFJ信託銀行株式会社(「受託者」または「受託会社」といいます。)の指定するファンド口座に払い込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

申込代金は申込みの販売会社にお支払いください。払込取扱場所についてご不明の場合は、下記の照会先

までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

< 受付時間 > 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

（１１）【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権に係る振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

（１２）【その他】

申込みの方法

受益権の取得申込に際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

分配金の受取方法により、収益の分配時に分配金を受け取る「一般コース」と、分配金が税引き後無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」の2つの申込方法があります。

お申込みの際に、「一般コース」か「自動けいぞく投資コース」か、どちらかのコースをお申し出ください。（原則として、お買付け後のコース変更はできません。）

なお、販売会社や申込形態によっては、どちらか一方のコースのみのお取り扱いとなる場合や、買付単位が上記と異なる場合等があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

取得申込みの受付けの中止、既に受付けた取得申込みの受付けの取り消し

金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）における取引の停止、その他やむを得ない事情等があるときは、取得申込みの受付けを中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付けを取り消す場合があります。

振替受益権について

ファンドの受益権は、投資信託振替制度（「振替制度」と称する場合があります。）に移行したため、社振法の規定の適用を受け、上記「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

（参考）

投資信託振替制度とは、

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行なわれますので、受益証券は発行されません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

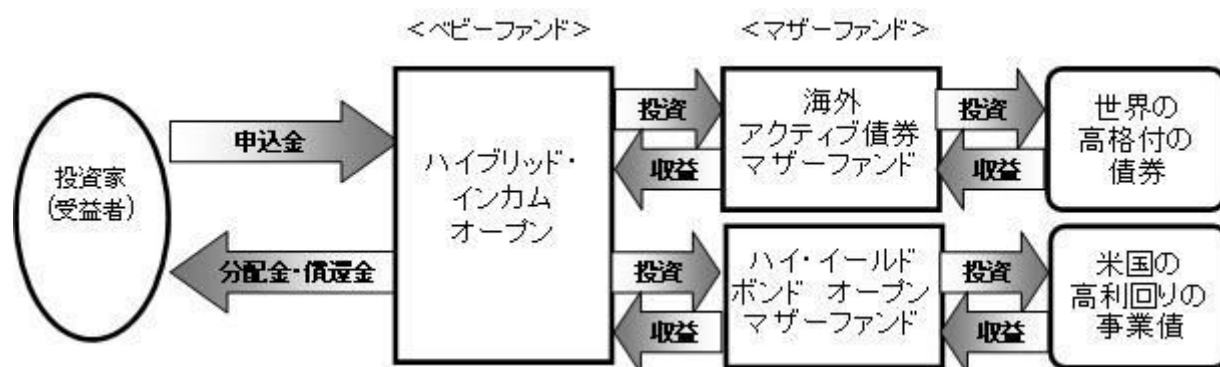
（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

日本を除く世界の高格付けの債券（高格付債）および米国の高利回り事業債（ハイ・イールド・ボンド）を実質的な主要投資対象¹とし、信託財産の成長を目標として積極的な運用を行ないます。高格付債とハイ・イールド・ボンドへの資産配分は50％：50％程度を基本とし、分散投資効果により信用リスクを抑えつつ、高水準の利息収入および売買益の獲得を目指します。実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行ないません。年6回決算²を行ない、原則として安定分配を行ないます。

- 1 ファンドは、「海外アクティブ債券マザーファンド」および「ハイ・イールド ボンド オープンマザーファンド」を親投資信託（「マザーファンド」といいます。）とするファミリーファンド方式で運用します。「実質的な主要投資対象」とは、マザーファンドを通じて投資する、主要な投資対象という意味です。
- 2 決算日は、原則として1、3、5、7、9、11月の各15日（休業日の場合は翌営業日）とします。

《ファミリーファンド方式について》

ファンドは「海外アクティブ債券マザーファンド」および「ハイ・イールド ボンド オープンマザーファンド」を親投資信託（マザーファンド）とするファミリーファンド方式で運用します。ファミリーファンド方式とは、投資家の皆様が投資した資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、実質的な運用を行なうしくみをいいます。



マザーファンドの運用の方針等については、『第1 ファンドの状況 2 投資方針（参考）各マザーファンドの概要』をご参照ください。

ファンドは、マザーファンドの他に、債券等に直接投資する場合があります。

「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されます。

■ 信託金の限度額 ■

受益権の信託金限度額は、4,000億円です。ただし、受託者と合意のうえ、当該信託金限度額を変更することができます。

< 商品分類 >

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです。

なお、ファンドに該当する商品分類及び属性区分は下記の表中に**網掛け表示**しております。

(ハイブリッド・インカムオープン)

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単 位 型	国 内	株 式
追 加 型	海 外	債 券
	内 外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を除く)		
	年2回	日本		
	年4回	北米	ファミリーファンド	あり ()
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	欧州		
	年12回 (毎月)	アジア		
	日々	オセアニア		
不動産投信	その他 ()	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券 (債券一般))		アフリカ		
		中近東 (中東)		
資産複合 ()		エマージング		
資産配分固定型 資産配分変更型				

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（債券）とが異なります。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記、商品分類及び属性区分の定義については、下記をご覧ください。

なお、下記一般社団法人投資信託協会のホームページでもご覧頂けます。

《一般社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス》 <http://www.toushin.or.jp/>

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。（2013年2月21日現在）

< 商品分類表定義 >

[単位型投信・追加型投信の区分]

- (1) 単位型投信...当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2) 追加型投信...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

[投資対象地域による区分]

- (1) 国内...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外...目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資対象資産による区分]

- (1) 株式...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信(リート)...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5) 資産複合...目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[独立した区分]

- (1) MMF(マネー・マネージメント・ファンド)...「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2) MRF(マネー・リザーブ・ファンド)...「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3) ETF...投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

[補足分類]

- (1) インデックス型...目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 特殊型...目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

< 属性区分表定義 >

[投資対象資産による属性区分]

株式

- (1) 一般...次の大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいう。
- (2) 大型株...目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- (3) 中小型株...目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

債券

- (1) 一般...次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのものをいう。
- (2) 公債...目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (3) 社債...目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (4) その他債券...目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。

- (5) 格付等クレジットによる属性... 目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記(1)から(4)に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

不動産投信...これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

その他資産...組入れている資産を記載するものとする。

資産複合...以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- (1) 資産配分固定型... 目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- (2) 資産配分変更型... 目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるもの若しくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

[決算頻度による属性区分]

- (1) 年1回... 目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- (2) 年2回... 目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- (3) 年4回... 目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- (4) 年6回(隔月)... 目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- (5) 年12回(毎月)... 目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- (6) 日々... 目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- (7) その他... 上記属性にあてはまらないすべてのものをいう。

[投資対象地域による属性区分(重複使用可能)]

- (1) グローバル... 目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- (2) 日本... 目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 北米... 目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) 欧州... 目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (5) アジア... 目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (6) オセアニア... 目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (7) 中南米... 目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (8) アフリカ... 目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (9) 中近東(中東)... 目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (10) エマージング... 目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資形態による属性区分]

- (1) ファミリーファンド... 目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- (2) ファンド・オブ・ファンズ... 「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

[為替ヘッジによる属性区分]

- (1) 為替ヘッジあり... 目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- (2) 為替ヘッジなし... 目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

[インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分]

- (1) 日経225
- (2) TOPIX
- (3) その他の指数... 上記指数にあてはまらないすべてのものをいう。

[特殊型]

- (1) ブル・ベア型... 目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨

の記載があるものをいう。

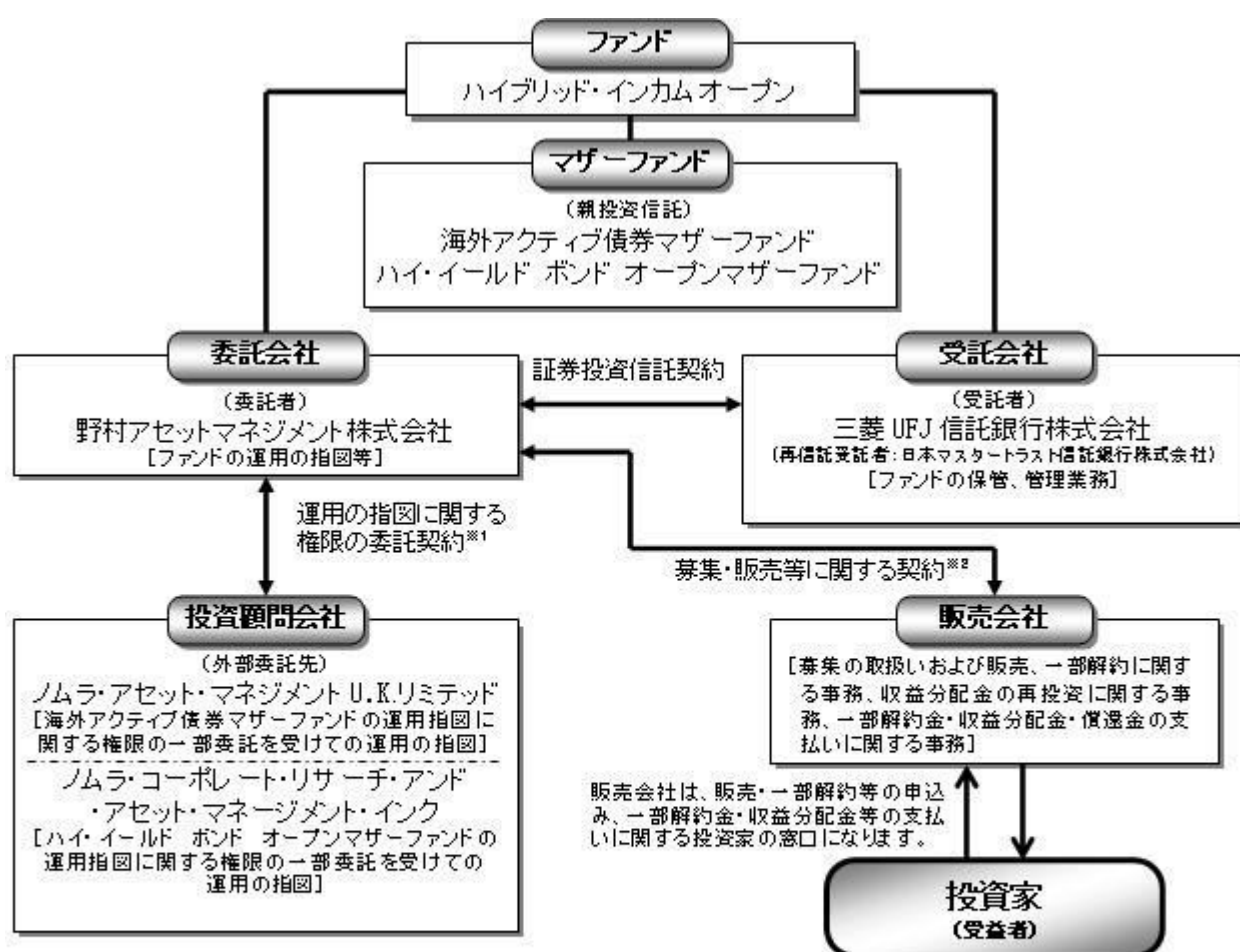
- (2)条件付運用型...目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資又はその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- (3)ロング・ショート型/絶対収益追求型...目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- (4)その他型...目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

(2)【ファンドの沿革】

2004年6月23日

信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

(3)【ファンドの仕組み】



※1 「運用指図に関する権限の委託契約」は、契約終了の一定期日前※までに当事者の一方から更新しない旨を書面によって通知がない限り、1年毎に自動的に更新されるものとします。但し、当該契約はファンドの償還日に終了するものとします。

※「ノムラ・アセット・マネジメント・リミテッド」

※3 カ月前

「ノムラ・コーポレート・リサーチ・アンド・アセット・マネジメント・インク」

※30 日前

※2 「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3カ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

■委託会社の概況(2020年4月末現在)■

・名称

野村アセットマネジメント株式会社

・本店の所在の場所

東京都中央区日本橋一丁目12番1号

・資本金の額

17,180百万円

・会社の沿革

1959年12月1日

野村證券投資信託委託株式会社として設立

1997年10月1日

投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更

2000年11月1日

野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更

・大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	5,150,693株	100%

2【投資方針】

（１）【投資方針】

[1] 高格付債およびハイ・イールド・ボンドを実質的な主要投資対象とし、信託財産の成長を目標として積極的な運用を行ないます。

「海外アクティブ債券マザーファンド」および「ハイ・イールド ボンド オープンマザーファンド」への投資比率は50%：50%程度を基本とし、±10%程度の範囲内で運用を行ないます。

ポートフォリオの平均格付 は、BBB以上に維持することを基本とします。

各マザーファンドを通じて投資する債券の格付から計算される平均格付をいいます。

実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行ないません。

■投資対象債券の格付について■

高格付債	AA 格相当以上を中心に BBB 格相当まで
ハイ・イールド・ボンド	主に BB 格相当～B 格相当



S&P	ムーディーズ	高格付債	ハイ・イールド・ボンド	ポートフォリオ平均
AAA	Aaa	AA 格相当 以上を中心に BBB 格 相当まで	主に BB 格相当 ～B 格相当	
AA	Aa			
A	A			
BBB	Baa			
BB	Ba			
B	B			
CCC	Caa			
CC	Ca			
C	C			
D				

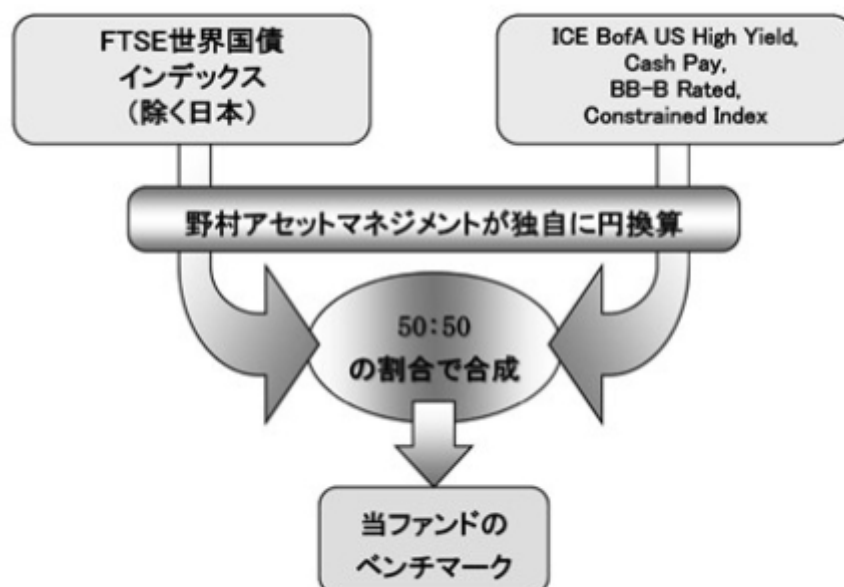
[2]FTSE世界国債インデックス（除く日本）およびICE BofA US High Yield, Cash Pay, BB-B Rated, Constrained Indexを野村アセットマネジメントが独自に円換算し、各々を50：50の割合で合成した指数（円ベース）をベンチマークとします。

FTSE世界国債インデックス(除く日本)

ファンドでは、FTSE世界国債インデックス（除く日本）の各国別指数（現地通貨ベース）をもとに、委託会社が円換算した指数を用います。

ICE BofA US High Yield, Cash Pay, BB-B Rated, Constrained Index

ファンドでは、ICE BofA US High Yield, Cash Pay, BB-B Rated, Constrained Index（USドルベース）をもとに、委託会社が円換算した指数を用います。



ベンチマークは、世界の債券市場の構造変化または、米国債券市場の構造変化等によっては今後見直す場合があります。

[3] 高格付債への投資にあたっては、ソブリン債(FTSE世界国債インデックス(除く日本)採用国が発行する国債・政府保証債)を中心とした債券に投資をすることを基本とします。

■ FTSE世界国債インデックス(除く日本)の採用国 ■

アメリカ	カナダ	オーストラリア	オーストリア	ベルギー
デンマーク	フィンランド	フランス	ドイツ	アイルランド
イタリア	オランダ	スペイン	スウェーデン	イギリス
ポーランド	ノルウェー	シンガポール	マレーシア	メキシコ
イスラエル				

上記は、2020年4月末現在の、FTSE世界国債インデックス（除く日本）の採用国です。なお、採用国は今後変更される場合があります。

投資する債券の格付は、AA格相当以上を中心にBBB格相当までとします。

カントリーアロケーション¹、デュレーション²などをアクティブに変更することで、リスクの低減を図りつつ、収益の獲得を目指します。

1 債券の発行国別の配分(カントリーアロケーション)の他、為替予約取引を活用^{*}することで、通貨のアロケーションについてもアクティブに変更する場合があります。なお、原則として、対円での為替ヘッジは行ないません。

^{*} 外貨間の為替予約取引をいいます。たとえば、米国ドル売りのユーロ買い等の予約取引がこれに相当します。

2 ポートフォリオのデュレーションは、FTSE世界国債インデックス(除く日本)のデュレーション±40%程度以内に維持することを基本とします。

「海外アクティブ債券マザーファンド」の運用にあたっては、NOMURA ASSET MANAGEMENT U.K. LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメントU.K.リミテッド；委託会社の英国現地法人)に運用の指図に関する権限のうち、次に関する権限を委託します。

委託する範囲	: 日本を除く世界の債券（含む短期金融商品）の運用の一部
委託先名称	: NOMURA ASSET MANAGEMENT U.K. LIMITED (ノムラ・アセット・マネジメントU.K.リミテッド)
委託先所在地	: 英国 ロンドン市
委託に係る費用	: 「海外アクティブ債券マザーファンド」を投資対象とする証券投資信託の委託者が受ける報酬から支払うものとし、その報酬額は、当該マザーファンドの信託財産の平均純資産総額(月末純資産総額の平均値)に、年0.03%の率を乗じて得た額とします。

運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更する場合があります。

[4]ハイ・イールド・ボンドへの投資にあたっては、業種分類を考慮した分散投資と企業調査を重視した銘柄選定を基本とします。

米国ドル建てのハイ・イールド・ボンドに投資し、インカムゲインの確保に加え、キャピタルゲインの獲得をめざします。

- ・「ハイ・イールド・ボンド」とは、BB格以下に格付されている債券をいいます。
- ・当ファンドでは、ハイ・イールド・ボンドのうち、主にBB格～B格相当の格付をもつ債券に投資します。なお、一部格付をもたない債券（BB格～B格相当の格付と判断される債券も含みます）に投資する場合があります。
- ・ハイ・イールド・ボンドへの投資にあたっては、企業調査およびクレジット分析により投資機会をとらえ、投資リスクを抑えることを目指します。

ポートフォリオによる分散投資によりリスクの低減を図ることを基本とします。

- ・同一発行体の発行するハイ・イールド・ボンドへの投資割合は、原則としてマザーファンドの信託財産の純資産総額の5%¹以内とします。

1 当ハイブリッド・インカムオープンでの実質投資割合は2.5%以内とします。

- ・投資対象を40業種に分類し、1業種あたりの投資割合は、原則としてマザーファンドの信託財産の純資産総額の15%²以内とします。

2 当ハイブリッド・インカムオープンでの実質投資割合は7.5%以内とします。

- ・組入債券がデフォルトした場合、速やかに売却することを基本とします。

「ハイ・イールド ボンド オープンマザーファンド」の運用にあたっては、「ノムラ・コーポレート・リサーチ・アンド・アセット・マネージメント・インク」(NCRAM社)に運用の指図に関する権限のうち、次に関する権限を委託します。

委託する範囲	: 海外の公社債(含む短期金融商品)の運用
委託先名称	: NOMURA CORPORATE RESEARCH AND ASSET MANAGEMENT INC. (ノムラ・コーポレート・リサーチ・アンド・アセット・マネージメント・インク)
委託先所在地	: 米国 ニューヨーク州 ニューヨーク市
委託に係る費用	: 「ハイ・イールド ボンド オープンマザーファンド」を投資対象とする追加型証券投資信託の委託者が受ける報酬から支払うものとし、その報酬額は、当該マザーファンドの信託財産の平均純資産総額(月末純資産総額の平均値)に、年0.50%の率を乗じて得た額とします。

運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更する場合があります。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

ご参考

■ NCRAM社について ■

Nomura Corporate Research and Asset Management Inc.(ノムラ・コーポレート・リサーチ・アンド・アセット・マネージメント・インク：NCRAM社)は1991年3月に設立された米国に登録されている野村グループの投資顧問会社であり、米国公社債やエマージング・マーケット債で構成されるポートフォリオの運用を行なっています。

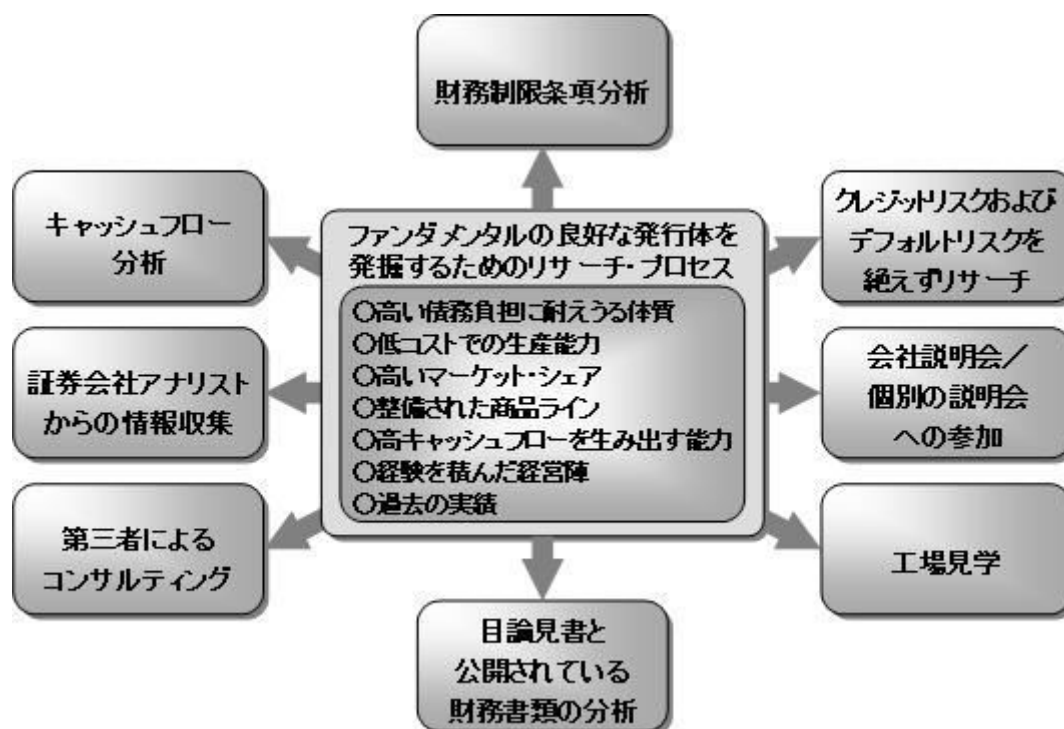
NCRAM社は、クレジットリスクを有する債券の運用において充実した体制を整えています。

NCRAM社はファンダメンタルズの良好な企業を発掘するために、リサーチ中心のボトム・アップ・アプローチを採用しています。

デフォルトによる損失を最小限に抑えることを目的にクレジット・リスク管理を徹底し、保守的なポートフォリオ運用を行なっています。

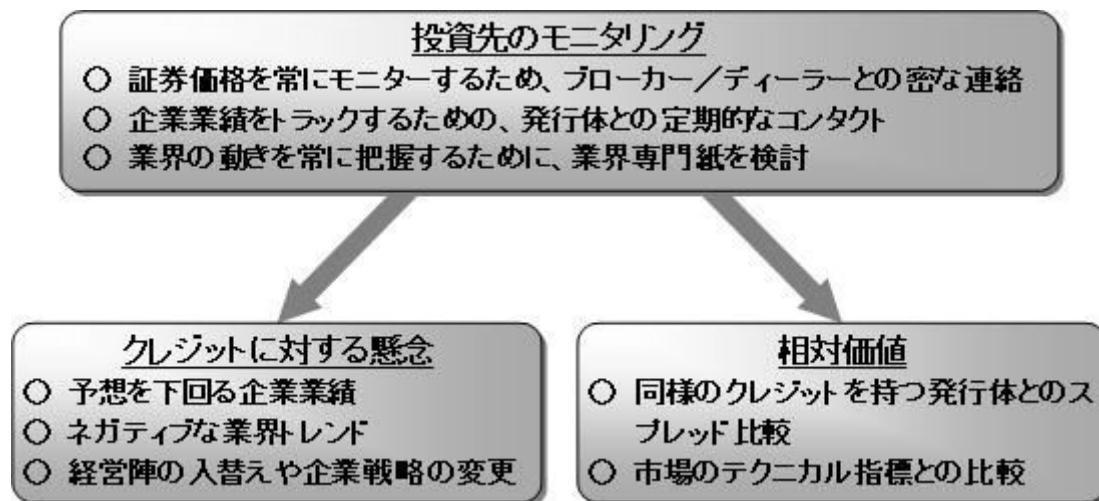
■ NCRAM社のリサーチプロセス ■

NCRAM社の信用分析は、企業の業務内容とキャッシュフローを生み出す能力に焦点を当てています。



■ 投資先のモニタリングと規律ある売却 ■

投資先は継続的にモニターされ、状況に応じてポートフォリオを修正します。



（２）【投資対象】

日本を除く世界の高格付けの債券および米国の高利回りの事業債を実質的な主要投資対象とします。

ファンドは、「海外アクティブ債券マザーファンド」および「ハイ・イールド ボンド オープンマザーファンド」への投資を通じて、実質的に日本を除く世界の高格付けの債券（「高格付債」といいます。）および米国の高利回りの事業債（「ハイ・イールド・ボンド」といいます。）に投資を行います。

■ 各マザーファンドの主要投資対象 ■

海外アクティブ債券マザーファンド：日本を除く世界の高格付けの債券（「高格付債」）を主要投資対象とします。

ハイ・イールド ボンド オープンマザーファンド：米国の米国ドル建て高利回り事業債（ハイ・イールド・ボンド）を主要投資対象とします。

債券の格付けについて

格付とは、債券などの元本および利息が償還まで当初契約の定めどおり返済される確実性の程度を評価したものをいいます。信用度の低い格付をもつ債券ほど、元本および利息が償還まで定めどおりに返済される確実性が低く（信用リスクが大きく）なります。

信用度	S&P 社 の 場 合	ムーディーズ社 の 場 合
高い	AAA	Aaa
	AA	Aa
	A	A
	BBB	Baa
	BB	Ba
	B	B
	CCC	Caa
	CC	Ca
	C	C
低い	D	

1つの格付内に等級を設けるため、付加的な記号が用いられることがあります。たとえば、BBB格における平均以上あるいは平均以下の格付を表すために、S&P社ではBBB+、BBB-のように、ムーディーズ社ではBaa1、Baa3のように表記しています。

なお、デリバティブの使用は、ヘッジ目的に限定しません。

投資の対象とする資産の種類(約款第20条)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、下記「（5）投資制限」、および「（6）その他」に定めるものに限り、）に係る権利

ハ．約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ．金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

有価証券の指図範囲(約款第21条第1項)

委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である海外アクティブ債券マザーファンド受益証券およびハイ・イールド ボンド オープンマザーファンド受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を含みます。）

5. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

6. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

7. 転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得した株券

転換社債型新株予約権付社債とは、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）をいいます。

8. コマーシャル・ペーパー

9. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号から第8号の証券または証書の性質を有するもの

10. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

11. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

12. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

13. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

14. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

15. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

16. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

17. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第7号の証券または証書および第9号の証券または証書のうち第7号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第1号から第6号までの証券および第9号の証券のうち第1号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第10号および第11号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲(約款第21条第2項)

委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（上記「(2)投資対象 有価証券の指図範囲」に掲げるものを除く。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

5の2. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

6. 日本の会社に類似した性質を有しない外国の者が発行する債務証券または証書（上記「(2)投資対象 有価証券の指図範囲」に定める証券または証書を除きます。）

その他の投資対象

1. 先物取引等

2. スワップ取引

3. 金利先渡取引

「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」という。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」という。）までの期間に係る国内又は海外において代表的利率として公表される預金契約又は金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」という。）の数値を取り決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額及び当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

4. 為替先渡取引

「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引及び当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいう。以下この項において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいう。以下この項において同じ。）を取り決め、その取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭又はその取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

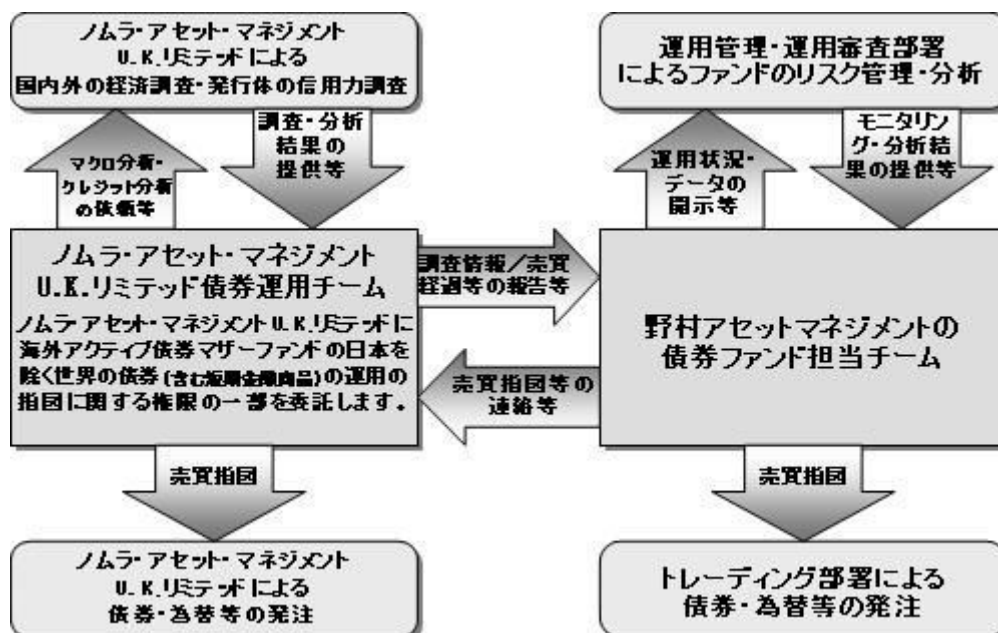
5. 直物為替先渡取引

「直物為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

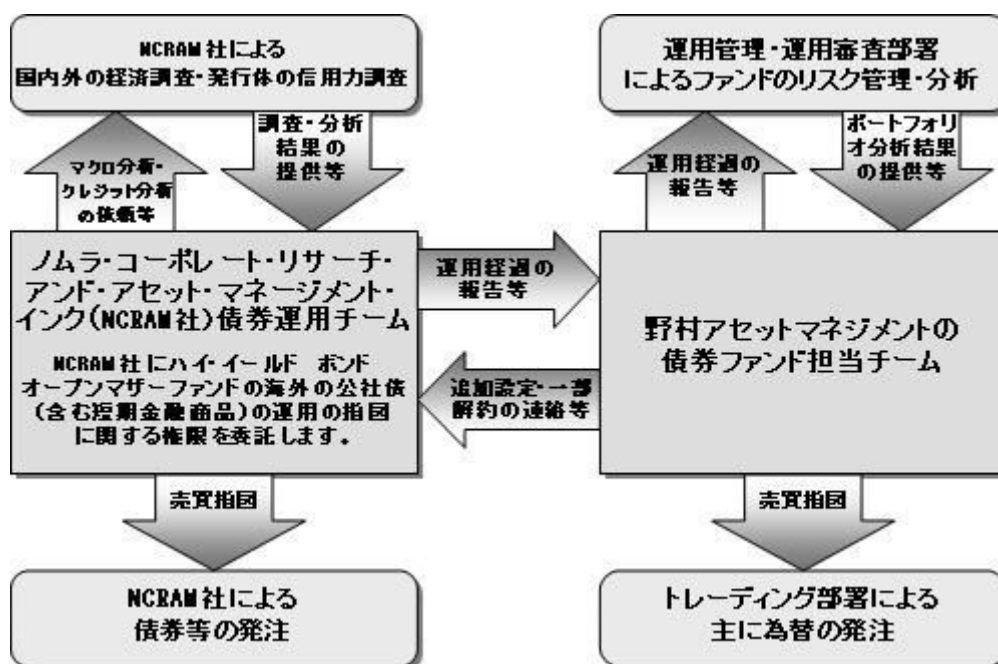
（３）【運用体制】

ファンドの運用体制は以下の通りです。

< 高格付債の運用体制 >



<ハイ・イールド・ボンドの運用体制>

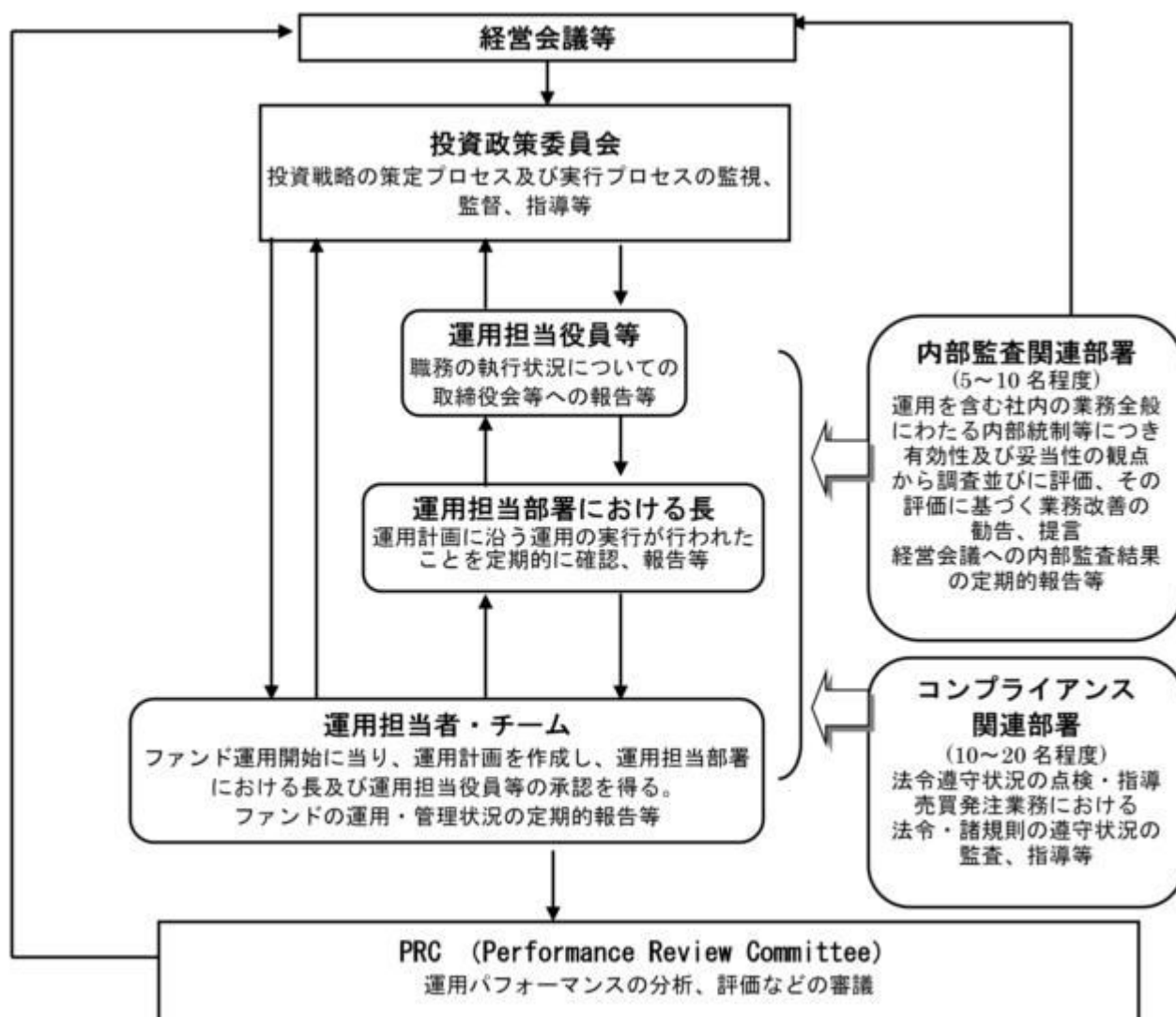


運用体制はマザーファンドを含め記載されております。

当社では、ファンドの運用に関する社内規程として、運用担当者に関する規程並びにスワップ取引、信用リスク管理、資金の借入、外国為替の予約取引等、信用取引等に関して各々、取扱い基準を設けております。

ファンドを含む委託会社における投資信託の内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下の通りで

す。



委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等

当社では、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

運用の外部委託を行う場合、「運用の外部委託先」に対しては、外部委託先が行った日々の約定について、投資ガイドラインに沿ったものであるかを確認しています。また、コンプライアンスレポートの提出を義務付け、定期的に管理状況に関する報告を受けています。さらに、外部委託先の管理体制、コンプライアンス体制等について調査ならびに評価を行い、定期的に商品に関する委員会に報告しています。

ファンドの運用体制等は今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

年6回の毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

収益分配金額は、上記 の範囲内で委託者が決定するものとし、原則として利子・配当等収益等を

中心に安定分配を行ないます。ただし、基準価額水準等によっては売買益等が中心となる場合があります。

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

配当等収益とは、配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額で、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

売買益とは、売買損益に評価損益を加減した利益金額で、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

* 委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

ファンドの決算日

原則として1月、3月、5月、7月、9月および11月の15日（休業日の場合は翌営業日）を決算日とします。

分配金のお支払い

分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。なお、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

■ 分配金に関する留意点 ■

- 分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。



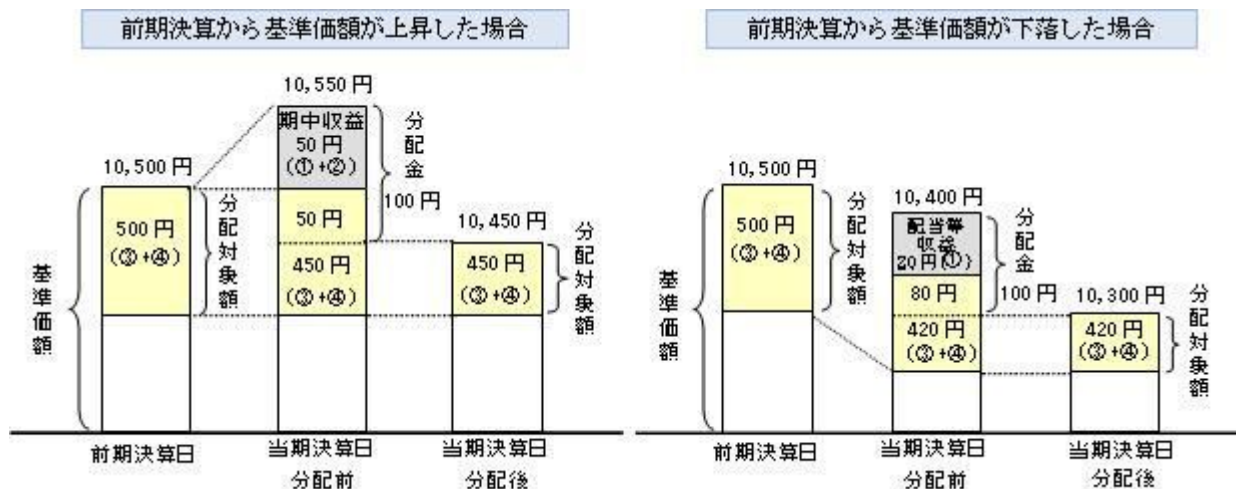
- ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファン

ドの収益率を示唆するものではありません。

- ・ 計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

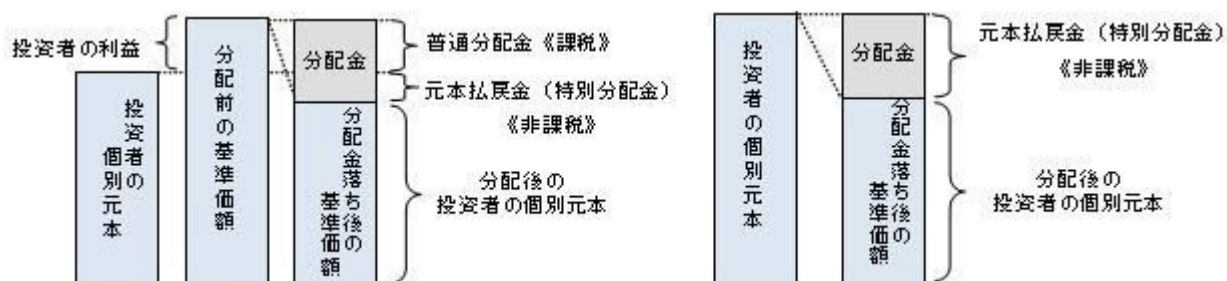
分配対象額とは、経費控除後の配当等収益 経費控除後の評価益を含む売買益 分配準備積立金 収益調整金です。



- 投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

普通分配金・・・分配金落ち後の基準価額が投資者の個別元本と同額の場合または投資者の個別元本を上回っている場合には分配金の全額が普通分配金となります。

元本払戻金・・・分配金落ち後の基準価額が投資者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が（特別分配金）元本払戻金（特別分配金）となります。



投資者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の投資者の個別元本となります。

（注）普通分配金に対する課税については、後述の「4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご覧ください。

上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額について示唆、保証するものではありません。

（５）【投資制限】

株式への投資割合(運用の基本方針 ２．運用方法 (3)投資制限)

株式への直接投資は行ないません。株式への投資は転換社債を転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の30%以内とします。

外貨建資産への投資割合(運用の基本方針 ２．運用方法 (3)投資制限)

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

デリバティブの使用(運用の基本方針 ２．運用方法 (3)投資制限)

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額

を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

先物取引等の運用指図(約款第26条)

- ()委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引および公社債にかかる有価証券店頭オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ハおよび二に掲げるものをいいます。以下同じ。）を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
- ()委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。
- ()委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。
- ()上記()の店頭オプション取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
- ()委託者は、上記()の店頭オプション取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

スワップ取引の運用指図(約款第27条)

- ()委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。
- ()スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ()スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
- ()委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図(約款第28条)

- ()委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。
- ()金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ()金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
- ()委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

投資する株式の範囲(約款第23条)

- () 委託者が投資することを指図する株式は、運用の基本方針の範囲内で金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。
- () 上記()にかかわらず、上場予定または登録予定の株式で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

同一銘柄の株式への投資割合(運用の基本方針 2. 運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の転換社債等への投資割合(運用の基本方針 2. 運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

信用取引の指図範囲(約款第25条)

- () 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。
- () 上記()の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
 2. 株式分割により取得する株券
 3. 有償増資により取得する株券
 4. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）の行使により取得可能な株券

投資信託証券への投資割合(運用の基本方針 2. 運用方法 (3)投資制限)

投資信託証券(マザーファンド受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

有価証券の貸付の指図および範囲(約款第30条)

- () 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- () 上記()に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- () 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

公社債の借入れ(約款第31条)

- () 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

- ()上記()の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ()信託財産の一部解約等の事由により、上記()の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ()上記()の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(約款第32条)

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約取引の指図および範囲(約款第33条)

- ()委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- ()上記()の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- ()上記()の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
- ()委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

直物為替先渡取引の運用指図・目的・範囲(約款第34条)

- ()委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに為替変動リスクを回避するため、直物為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。
- ()直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ()直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる直物為替先渡取引の想定元本の総額と海外アクティブ債券マザーファンドの信託財産にかかる直物為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「直物為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、ヘッジの対象とする資産の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、当該時価総額が減少して直物為替先渡取引の想定元本の合計額が当該時価総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する直物為替先渡取引の一部解約（反対の売買による解消を含む。）を指図するものとします。
- ()上記()において海外アクティブ債券マザーファンドの信託財産にかかる直物為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、海外アクティブ債券マザーファンドの信託財産にかかる直物為替先渡取引の想定元本の総額に、海外アクティブ債券マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属する海外アクティブ債券マザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ()直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
- ()委託者は、直物為替先渡取引を行なうにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたとき

は、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

資金の借入れ(約款第42条)

- () 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。
- () 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- () 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- () 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

(参考)各マザーファンドの概要

「海外アクティブ債券マザーファンド」

運 用 の 基 本 方 針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を目標として積極的な運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

日本を除く世界の高格付けの債券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

債券への投資にあたっては、ソブリン債（日本を除く世界先進主要国が発行する国債・政府保証債）を中心とした債券に投資をすることを基本とします。

投資する債券の格付は、AA格相当以上を中心にBBB格相当までとします。

ポートフォリオのデュレーションは、日本を除く世界先進主要国国債市場全体のデュレーション ± 40%

程度以内に維持することを基本とします。

組入外貨建資産については、原則として、対円ででの為替ヘッジを行ないません。

NOMURA ASSET MANAGEMENT U.K. LIMITED（ノムラ・アセット・マネジメントU.K.リミテッド）に日本を除く世界の債券（含む短期金融商品）の運用の指図に関する権限の一部を委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

株式への直接投資は行ないません。株式への投資は、転換社債を転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）を行使したものに限り、株式への投資割合は信託財産の純資産総額の30%以内とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

信託財産の効率的な運用に資するため、公社債にかかる有価証券店頭オプション取引を利用することができます。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

「ハイ・イールド ボンド オープンマザーファンド」

運 用 の 基 本 方 針

約款第11条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

米国の米国ドル通貨表示の高利回り事業債（ハイ・イールド・ボンド）を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

主として米国ドル通貨表示のハイ・イールド・ボンドに投資し、インカムゲインの確保に加え、キャピタルゲインの獲得をめざします。

ハイ・イールド・ボンドへの投資にあたっては、企業調査およびクレジット分析により投資機会をとらえ、投資リスクを抑えることを目指します。

ポートフォリオによる分散投資によりリスクの低減を図ることを基本とします。

組入債券がデフォルトした場合、速やかに売却することを基本とします。

同一発行体の発行するハイ・イールド・ボンドへの投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の5%以内とします。

投資対象を40業種に分類し、1業種あたりの投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の15%以内とします。

株式への直接投資は行ないません。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

NOMURA CORPORATE RESEARCH AND ASSET MANAGEMENT INC.に当ファンドの海外の公社債（含む短期金融商品）の運用の指図に関する権限を委託します。

(3) 投資制限

株式への投資は転換社債を転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限りません。）を行使したものとおよび社債権者割当等より取得した株券に限りません。

株式への投資割合は信託財産の純資産総額の30%以内とします。

有価証券先物取引等は約款第14条の範囲で行ないます。

スワップ取引は約款第15条の範囲で行ないます。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

3【投資リスク】

基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。

したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

[債券価格変動リスク]

債券（公社債等）は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは実質的に債券に投資を行ないますので、これらの影響を受けます。特にファンドが実質的に投資を行なうハイ・イールド・ボンド等の格付の低い債券については、格付の高い債券に比べ、価格が大きく変動する可能性

や組入債券の元利金の支払遅延および支払不履行などが生じるリスクが高いと想定されます。

〔為替変動リスク〕

ファンドは、実質組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行ないませんので、為替変動の影響を受けます。

基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
- ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。
- 有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。
- ファンドのベンチマークは、市場の構造変化等によっては今後見直す場合があります。また、ベンチマークに対して一定の投資成果をあげることを保証するものではありません。
- 投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

委託会社におけるリスクマネジメント体制

リスク管理関連の委員会

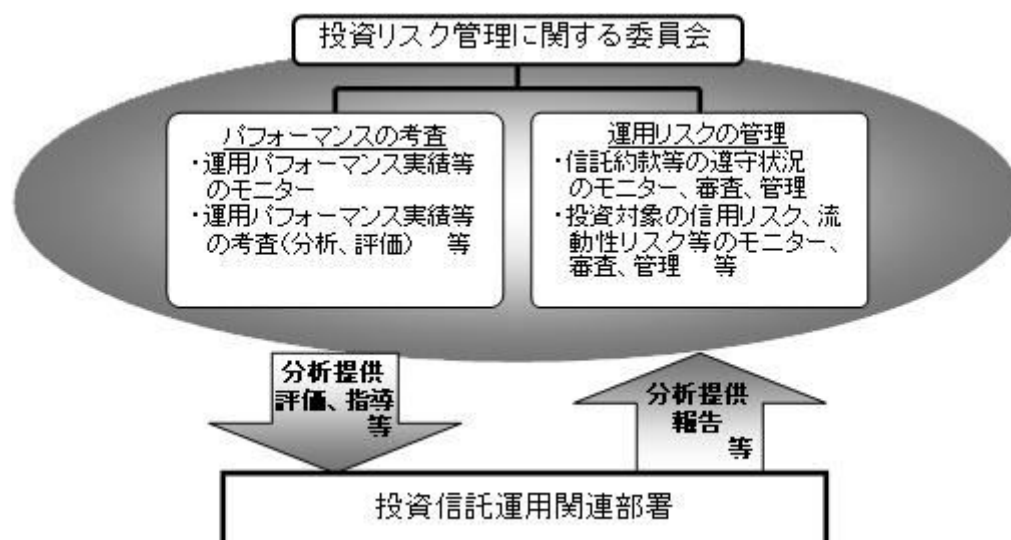
パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。

運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

リスク管理体制図



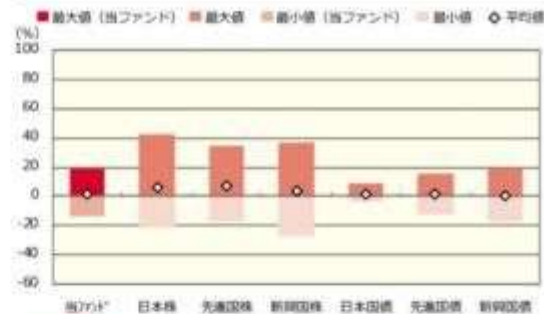
投資リスクに関する管理体制等は今後変更となる場合があります。

■ リスクの定量的比較（2015年5月末～2020年4月末：月次）

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値（％）	19.3	41.9	34.1	37.2	9.3	15.3	19.3
最小値（％）	△13.7	△22.0	△17.5	△27.4	△4.0	△12.3	△17.4
平均値（％）	1.7	6.1	7.5	3.5	1.9	1.1	0.4

- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2015年5月末を10,000として指数化しております。
- * 年間騰落率は、2015年5月から2020年4月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2015年5月から2020年4月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

<代表的な資産クラスの指数>

- 日本株：東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
- 先進国株：MSCI-KOKUSAI 指数（配当込み、円ベース）
- 新興国株：MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
- 日本国債：NOMURA-BPI 国債
- 先進国債：FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし、円ベース）
- 新興国債：JP モルガン・カバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド（円ベース）

■ 代表的な資産クラスの指数の著作権等について ■

- 東証株価指数（TOPIX）（配当込み）・・・東証株価指数（TOPIX）（配当込み）は、株式会社東京証券取引所（東京証券取引所）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、東京証券取引所が有しています。なお、本商品は、東京証券取引所により提供、保証又は販売されるものではなく、東京証券取引所は、ファンドの発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。
- MSCI-KOKUSAI 指数（配当込み、円ベース）、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）・・・MSCI-KOKUSAI 指数（配当込み、円ベース）、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）は、MSCI が開発した指数です。同指数に対する著作権、知的財産権その他一切の権利は MSCI に帰属します。また MSCI は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- NOMURA-BPI 国債・・・NOMURA-BPI 国債の知的財産権は、野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、NOMURA-BPI 国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI 国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の子会社の事業活動、サービスに関し一切責任を負いません。
- FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし、円ベース）・・・FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし、円ベース）は、FTSE Fixed Income LLC により運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数は FTSE Fixed Income LLC の知的財産であり、指数に関するすべての権利は FTSE Fixed Income LLC が有しています。
- JP モルガン・カバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド（円ベース）・・・「JP モルガン・カバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド（円ベース）」（ここでは「指数」とよびます）についてここに提供された情報は、指数のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファメーション、或いは指数に関連する何らかの商品の価値や価格を決めるものでもありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスは法的に推奨するものでもありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますが、JP Morgan Chase & Co. 及びその子会社（以下、JPM）がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPM やその従業員がロング・ショート両方を求めてポジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメイクを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、プレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または貸主になっている可能性もあります。
- 米国の J.P. Morgan Securities LLC（ここでは「JPMSLLC」と呼びます）（「指数スポンサー」）は、指数に関する証券、金融商品または取引（ここでは「プロダクト」と呼びます）についての援助、保障または販売促進を行いません。証券或いは金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市場における投資機会を指数に関連する或いはそれを目的とする推奨の可否について、指数スポンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または承認を行なうものではありません。指数スポンサーはプロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。指数は指数スポンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指数スポンサーに帰属します。JPMSLLC は NASD、NYSE、SIPC の会員です。JPMorgan は JP Morgan Chase Bank, NA、JPSI、J.P. Morgan Securities PLC、またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。

（出所：株式会社野村総合研究所、FTSE Fixed Income LLC 他）

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

取得申込日の翌営業日の基準価額に、3.3%(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相

当する率)(税抜3.0%)以内 で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。販売会社については、「サポートダイヤル」までお問い合わせ下さい。

収益分配金を再投資する場合には手数料は無手数料とします。

購入時手数料は、商品及び関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として、購入時に頂戴するものです。

（２）【換金（解約）手数料】

換金手数料はありません。

（３）【信託報酬等】

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に年1.375%(税抜年1.25%)の率を乗じて得た額とし、信託報酬の分配については、信託財産の純資産総額の残高に応じて次の通り(税抜)とします。

ファンドの 純資産総額	500億円以下 の部分	500億円超 1000億円以下 の部分	1000億円超 の部分
委託会社	年0.70%	年0.71%	年0.72%
販売会社	年0.50%	年0.50%	年0.50%
受託会社	年0.05%	年0.04%	年0.03%

ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

「海外アクティブ債券マザーファンド」の投資顧問会社が受ける報酬は、「海外アクティブ債券マザーファンド」を投資対象とする証券投資信託の委託者が受ける報酬から、当該投資信託の信託報酬支払いのときならびに信託契約終了のとき支払うものとし、その報酬額は、当該マザーファンドの信託財産の平均純資産総額(月末純資産総額の平均値)に、年0.03%の率を乗じて得た額とします。

また、「ハイ・イールド ボンド オープンマザーファンド」の投資顧問会社が受ける報酬は、「ハイ・イールド ボンド オープンマザーファンド」を投資対象とする追加型証券投資信託の委託者が受ける報酬から、当該投資信託の信託報酬支払いのとき支払うものとし、その報酬額は、当該マザーファンドの信託財産の平均純資産総額(月末純資産総額の平均値)に、年0.50%の率を乗じて得た額とします。

支払先の役務の内容

< 委託会社 >	< 販売会社 >	< 受託会社 >
ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等

（４）【その他の手数料等】

ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行なった場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。

ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用（信託財産に属する資産のデフォルト等の発生に伴う債権回収に要する弁護士費用等を含む。）および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。

ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用は信託財産から支払われます。

監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支払いのときに信託財産から支払われます。

これらの費用等の中には、運用状況等により変動するものがあり、事前に料率、上限額等を表示することができないものがあります。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

■ 個人、法人別の課税について ■

個人の投資家に対する課税

< 収益分配金に対する課税 >

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315% (国税(所得税及び復興特別所得税) 15.315%および地方税5%)の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。

なお、配当控除は適用されません。

< 換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対する課税 >

換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)については、申告分離課税により20.315% (国税15.315%および地方税5%)の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は20.315%の税率により源泉徴収が行なわれます。

損益通算について

以下の所得間で損益通算が可能です。上場株式等の配当所得については申告分離課税を選択したものに限りです。

《利子所得》	《上場株式等に係る譲渡所得等》 ^(注2)	《配当所得》
・ 特定公社債 ^(注1) の利子 ・ 公募公社債投資信託の収益分配金	特定公社債、公募公社債投資信託、上場株式、公募株式投資信託の ・ 譲渡益 ・ 譲渡損	・ 上場株式の配当 ・ 公募株式投資信託の収益分配金

（注1）「特定公社債」とは、国債、地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債、2015年12月31日以前に発行された公社債（同族会社が発行した社債を除きます。）などの一定の公社債をいいます。

（注2）株式等に係る譲渡所得等について、上場株式等に係る譲渡所得等とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等に区分し、別々の分離課税制度とすることとされ、原則として、これら相互の通算等ができないこととされま

した。

上場株式、公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」の適用対象です。NISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の投資家に対する課税

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金（解約）時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（国税15.315%）の税率で源泉徴収が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

■ 換金（解約）時および償還時の課税について ■

[個人の投資家の場合]

換金（解約）時および償還時の差益 については、譲渡所得とみなして課税が行われます。

換金（解約）時および償還時の価額から取得費（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益を譲渡益として課税対象となります。

[法人の投資家の場合]

換金（解約）時および償還時の個別元本超過額が源泉徴収の対象（配当所得）となります。

なお、買取りによるご換金について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

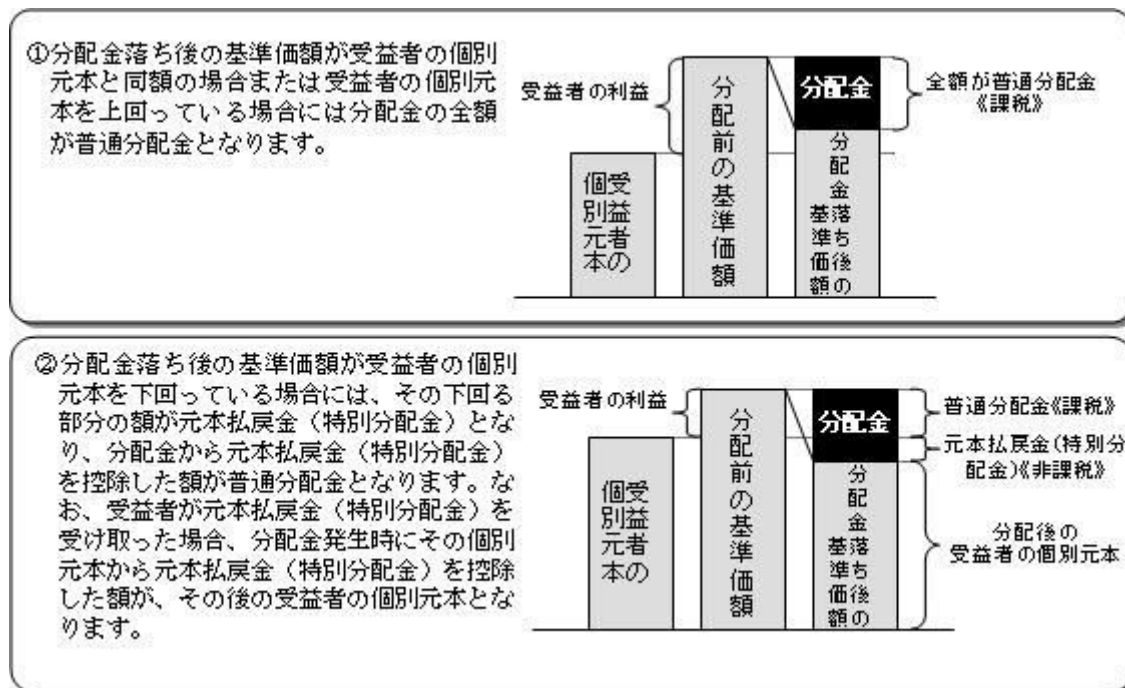
■ 個別元本について ■

追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合や受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合などには、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

■ 分配金の課税について ■

分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）があります。



上図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

税法が改正された場合等は、上記「(5)課税上の取扱い」の内容（2020年4月末現在）が変更になる場合があります。

5【運用状況】

以下は2020年4月30日現在の運用状況であります。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（１）【投資状況】

ハイブリッド・インカムオープン

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	1,433,335,498	99.66
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	4,813,152	0.33
合計（純資産総額）		1,438,148,650	100.00

（参考）海外アクティブ債券マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	アメリカ	16,075,128,855	38.78
	カナダ	250,586,340	0.60

	メキシコ	2,375,334,752	5.73
	イタリア	7,383,936,198	17.81
	フランス	2,258,822,876	5.44
	スペイン	3,006,721,090	7.25
	ベルギー	99,675,703	0.24
	イギリス	2,402,590,883	5.79
	スウェーデン	1,368,174,903	3.30
	ノルウェー	10,723,893	0.02
	ポーランド	569,281,160	1.37
	オーストラリア	626,995,779	1.51
	シンガポール	270,286,138	0.65
	マレーシア	208,765,987	0.50
	小計	36,907,024,557	89.03
地方債証券	カナダ	807,407,705	1.94
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	3,737,590,232	9.01
合計（純資産総額）		41,452,022,494	100.00

その他の資産の投資状況

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
債券先物取引	買建	アメリカ	8,224,272,597	19.84
	買建	オーストラリア	1,140,737,220	2.75
	売建	アメリカ	1,219,044,397	2.94
	売建	カナダ	378,624,840	0.91
	売建	ドイツ	2,157,327,400	5.20

（参考）ハイ・イールド ボンド オープンマザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
社債券	アメリカ	23,181,675,977	97.58
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	572,580,412	2.41
合計（純資産総額）		23,754,256,389	100.00

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

ハイブリッド・インカムオープン

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 （円）	簿価 金額 （円）	評価 単価 （円）	評価 金額 （円）	投資 比率 （％）
1	日本	親投資信託 受益証券	海外アクティブ債券マザーファンド	372,403,182	1.9721	734,416,316	1.9663	732,256,376	50.91
2	日本	親投資信託 受益証券	ハイ・イールド ボンド オープンマザーファンド	97,540,086	7.1895	701,264,448	7.1876	701,079,122	48.74

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.66
合 計	99.66

（参考）海外アクティブ債券マザーファンド

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 （円）	簿価 金額 （円）	評価 単価 （円）	評価 金額 （円）	利率 （％）	償還期限	投資 比率 （％）
1	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	20,000,000	10,774.66	2,154,933,306	10,934.97	2,186,994,306	2.125	2021/6/30	5.27
2	イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	17,000,000	11,821.56	2,009,665,200	11,641.76	1,979,099,200	0.95	2023/3/15	4.77
3	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	18,000,000	10,786.35	1,941,543,883	10,980.05	1,976,410,220	2.125	2021/9/30	4.76
4	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	14,000,000	11,104.40	1,554,616,162	11,590.38	1,622,653,891	2.625	2023/12/31	3.91
5	スペイン	国債証券	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	12,000,000	12,698.59	1,523,831,100	12,281.49	1,473,779,443	1.4	2028/4/30	3.55
6	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	12,500,000	11,091.10	1,386,387,773	11,619.60	1,452,450,933	2.5	2024/5/15	3.50
7	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	11,000,000	11,209.66	1,233,062,661	11,667.19	1,283,391,752	2.875	2023/11/30	3.09
8	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	11,000,000	11,373.00	1,251,030,237	11,600.40	1,276,044,440	2.25	2024/10/31	3.07
9	イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	10,500,000	12,401.56	1,302,163,800	11,989.76	1,258,924,800	2.05	2027/8/1	3.03
10	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	10,000,000	11,656.34	1,165,634,429	11,891.79	1,189,179,146	2.375	2026/4/30	2.86
11	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	10,000,000	11,167.08	1,116,708,008	11,398.35	1,139,835,344	1.625	2026/2/15	2.74
12	メキシコ	国債証券	MEX BONOS DESARR FIX RT	215,000,000	504.09	1,083,801,037	499.19	1,073,274,496	8.5	2029/5/31	2.58
13	スウェーデン	国債証券	SWEDISH GOVERNMENT	90,000,000	1,164.66	1,048,200,054	1,167.33	1,050,599,542	0.75	2028/5/12	2.53
14	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	8,000,000	10,570.11	845,608,875	13,079.88	1,046,390,845	2.25	2046/8/15	2.52
15	イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	8,000,000	11,636.19	930,895,360	11,543.16	923,452,800	0.05	2021/4/15	2.22
16	イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	7,500,000	11,828.52	887,139,000	11,474.72	860,604,000	1.25	2026/12/1	2.07
17	イギリス	国債証券	UK TREASURY	5,500,000	14,303.86	786,712,340	14,271.41	784,927,748	4	2022/3/7	1.89
18	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	6,000,000	11,027.23	661,633,841	11,926.02	715,561,444	2.25	2027/2/15	1.72

19	メキシコ	国債証券	MEX BONOS DESARR FIX RT	150,000,000	481.16	721,743,409	475.04	712,568,640	7.5	2027/6/3	1.71
20	フランス	国債証券	FRANCE (GOVT OF)	5,000,000	13,323.76	666,188,000	13,305.20	665,260,000	1.25	2036/5/25	1.60
21	イギリス	国債証券	UK TSY 3 1/4% 2044	3,000,000	19,386.88	581,606,647	20,903.12	627,093,786	3.25	2044/1/22	1.51
22	フランス	国債証券	FRANCE (GOVT OF)	3,700,000	15,460.48	572,037,760	15,737.72	582,295,640	2	2048/5/25	1.40
23	ポーランド	国債証券	POLAND GOVERNMENT BOND	20,000,000	2,761.20	552,240,480	2,846.40	569,281,160	2.75	2029/10/25	1.37
24	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3,700,000	12,266.53	453,861,928	15,158.00	560,846,216	3	2048/8/15	1.35
25	イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	4,000,000	14,343.16	573,726,720	13,365.52	534,620,800	3.5	2030/3/1	1.28
26	イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	3,800,000	12,374.88	470,245,440	12,014.12	456,536,560	2	2025/12/1	1.10
27	スペイン	国債証券	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	3,500,000	12,587.04	440,546,540	12,330.22	431,557,700	1.6	2025/4/30	1.04
28	フランス	国債証券	FRANCE GOVERNMENT O.A.T	2,000,000	21,092.51	421,850,310	20,976.86	419,537,200	4.5	2041/4/25	1.01
29	イギリス	国債証券	UK TREASURY	2,500,000	16,444.83	411,120,968	16,415.31	410,382,929	5	2025/3/7	0.99
30	カナダ	地方債証券	ONTARIO (PROVINCE OF)	5,000,000	8,108.82	405,441,023	8,110.79	405,539,840	2.05	2030/6/2	0.97

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率 (%)
国債証券	89.03
地方債証券	1.94
合 計	90.98

（参考）ハイ・イールド ボンド オープンマザーファンド

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 （円）	簿価 金額 （円）	評価 単価 （円）	評価 金額 （円）	利率 （%）	償還期限	投資 比率 （%）
1	アメリカ	社債券	SPRINT CAPITAL CORP	1,200,000	13,156.76	157,881,189	15,145.08	181,740,985	8.75	2032/3/15	0.76
2	アメリカ	社債券	ALTICE FRANCE SA	1,375,000	10,800.92	148,512,697	11,164.17	153,507,400	7.375	2026/5/1	0.64
3	アメリカ	社債券	ALLIED UNIVERSAL HOLDCO	1,300,000	10,506.62	136,586,124	11,164.70	145,141,216	6.625	2026/7/15	0.61
4	アメリカ	社債券	BAUSCH HEALTH COS INC	1,275,000	10,786.92	137,533,274	11,270.51	143,699,005	5.75	2027/8/15	0.60
5	アメリカ	社債券	HCA INC	1,175,000	11,374.17	133,646,546	11,925.08	140,119,795	5.625	2028/9/1	0.58
6	アメリカ	社債券	TELECOM ITALIA CAPITAL	1,125,000	11,176.46	125,735,228	12,106.23	136,195,128	7.2	2036/7/18	0.57
7	アメリカ	社債券	MGM GROWTH/MGM FINANCE	1,150,000	9,284.33	106,769,810	10,747.38	123,594,888	5.75	2027/2/1	0.52
8	アメリカ	社債券	CSC HOLDINGS LLC	1,100,000	10,526.69	115,793,645	11,160.96	122,770,653	5.75	2030/1/15	0.51
9	アメリカ	社債券	VODAFONE GROUP PLC	925,000	11,231.05	103,887,255	12,235.17	113,175,382	7	2079/4/4	0.47

10	アメリカ	社債券	BMC EAST LLC	1,075,000	10,246.10	110,145,659	10,303.33	110,760,870	5.5	2024/10/1	0.46
11	アメリカ	社債券	CSC HOLDINGS LLC	1,000,000	10,708.02	107,080,267	11,069.59	110,695,946	5.5	2026/5/15	0.46
12	アメリカ	社債券	ALTICE FRANCE SA	1,025,000	10,105.09	103,577,202	10,763.41	110,324,974	5.5	2028/1/15	0.46
13	アメリカ	社債券	TRANSDIGM INC	1,200,000	9,784.48	117,413,795	9,080.20	108,962,515	5.5	2027/11/15	0.45
14	アメリカ	社債券	NIELSEN FINANCE LLC/CO	1,025,000	9,915.82	101,637,217	10,614.32	108,796,866	5	2022/4/15	0.45
15	アメリカ	社債券	CCO HLDGS LLC/CAP CORP	1,000,000	10,399.78	103,997,868	10,742.57	107,425,724	4.5	2030/8/15	0.45
16	アメリカ	社債券	CENTURYLINK INC	975,000	10,589.85	103,251,088	10,975.01	107,006,393	5.8	2022/3/15	0.45
17	アメリカ	社債券	NETFLIX INC	900,000	10,738.03	96,642,274	11,448.98	103,040,848	4.875	2028/4/15	0.43
18	アメリカ	社債券	BWAY HOLDING CO	1,025,000	10,358.58	106,175,532	9,952.26	102,010,755	5.5	2024/4/15	0.42
19	アメリカ	社債券	CDW LLC/CDW FINANCE	900,000	10,837.20	97,534,852	11,036.46	99,328,184	5	2025/9/1	0.41
20	アメリカ	社債券	SERVICE CORP INTL	875,000	11,100.58	97,130,135	11,298.83	98,864,769	8	2021/11/15	0.41
21	アメリカ	社債券	VALEANT PHARMACEUTICALS	825,000	11,205.10	92,442,123	11,646.79	96,086,096	9	2025/12/15	0.40
22	アメリカ	社債券	J2 CLOUD LLC/GLOBAL INC	875,000	10,646.97	93,161,050	10,902.87	95,400,177	6	2025/7/15	0.40
23	アメリカ	社債券	CINEMARK USA INC	1,025,000	7,657.91	78,493,675	9,159.29	93,882,757	5.125	2022/12/15	0.39
24	アメリカ	社債券	FORD MOTOR CREDIT CO LLC	1,000,000	9,096.06	90,960,690	9,217.53	92,175,375	5.113	2029/5/3	0.38
25	アメリカ	社債券	TRANSDIGM INC	875,000	10,686.03	93,502,802	10,523.48	92,080,528	6.25	2026/3/15	0.38
26	アメリカ	社債券	GRAY TELEVISION INC	875,000	9,891.35	86,549,338	10,389.36	90,906,962	5.875	2026/7/15	0.38
27	アメリカ	社債券	CENTENE ESCROW I CORP	800,000	11,066.92	88,535,383	11,336.76	90,694,157	5.375	2026/6/1	0.38
28	アメリカ	社債券	ALTICE FINANCING SA	800,000	10,532.57	84,260,583	11,240.05	89,920,418	7.5	2026/5/15	0.37
29	アメリカ	社債券	1011778 BC / NEW RED FIN	825,000	10,219.49	84,310,851	10,796.00	89,067,061	5	2025/10/15	0.37
30	アメリカ	社債券	KRAFT HEINZ FOODS CO	875,000	9,600.41	84,003,592	10,152.96	88,838,418	4.375	2046/6/1	0.37

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
社債券	97.58
合 計	97.58

【投資不動産物件】

ハイブリッド・インカムオープン

該当事項はありません。

(参考) 海外アクティブ債券マザーファンド

該当事項はありません。

(参考) ハイ・イールド ボンド オープンマザーファンド

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

ハイブリッド・インカムオープン

該当事項はありません。

（参考）海外アクティブ債券マザーファンド

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。
評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

種類	国／地域	取引所	名称	買建／ 売建	枚数	通貨	帳簿価額	帳簿価額 （円）	評価額	評価額 （円）	投資 比率 （％）
債券先物取引	アメリカ	シカゴ ボード オ ブ トレー ド	T-NOTE先物(2年) (2020年06月限)	買建	150	米ドル	32,855,859	3,511,305,651	33,060,937.5	3,533,222,390	8.52
	アメリカ	シカゴ ボード オ ブ トレー ド	T-NOTE先物(5年) (2020年06月限)	買建	350	米ドル	43,640,625	4,663,873,594	43,894,921	4,691,050,207	11.31
	アメリカ	シカゴ ボード オ ブ トレー ド	T-ULTRA先物(2020 年06月限)	売建	29	米ドル	6,017,406.25	643,080,204	6,542,218.75	699,166,917	1.68
	アメリカ	シカゴ ボード オ ブ トレー ド	T-NOTE先物(ULTRA 10年)(2020年06月 限)	売建	31	米ドル	4,701,343.75	502,432,605	4,864,578.28	519,877,480	1.25
	カナダ	モントリ オール取引 所	カナダ10年国債先 物(2020年06月限)	売建	33	カナダド ル	4,908,770	377,484,413	4,923,600	378,624,840	0.91
	ドイツ	ユーレック ス・ドイツ 金融先物取 引所	BOBL先物(2020年 06月限)	売建	50	ユーロ	6,812,000	790,192,000	6,769,500	785,262,000	1.89
	ドイツ	ユーレック ス・ドイツ 金融先物取 引所	BUNDS先物(2020年 06月限)	売建	10	ユーロ	1,710,500	198,418,000	1,730,600	200,749,600	0.48
	ドイツ	ユーレック ス・ドイツ 金融先物取 引所	SCHATZ先物(2020 年06月限)	売建	90	ユーロ	10,118,700	1,173,769,200	10,097,550	1,171,315,800	2.82
	オース トラリ ア	シドニー先 物取引所	オーストラリア10 年国債先物(2020 年06月限)	買建	110	豪ドル	16,638,034.6	1,162,000,337	16,333,579.9	1,140,737,220	2.75

（参考）ハイ・イールド ボンド オープンマザーファンド

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

ハイブリッド・インカムオープン

2020年4月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第13特定期間	(2010年 9月15日)	11,676	11,859	0.7650	0.7770
第14特定期間	(2011年 3月15日)	10,416	10,586	0.7345	0.7465
第15特定期間	(2011年 9月15日)	8,853	9,013	0.6663	0.6783
第16特定期間	(2012年 3月15日)	8,405	8,546	0.7134	0.7254
第17特定期間	(2012年 9月18日)	6,732	6,822	0.6723	0.6813
第18特定期間	(2013年 3月15日)	6,224	6,293	0.8110	0.8200
第19特定期間	(2013年 9月17日)	5,090	5,147	0.8036	0.8126
第20特定期間	(2014年 3月17日)	4,479	4,527	0.8414	0.8504
第21特定期間	(2014年 9月16日)	4,132	4,175	0.8674	0.8764
第22特定期間	(2015年 3月16日)	3,929	3,959	0.9398	0.9468
第23特定期間	(2015年 9月15日)	3,445	3,471	0.9089	0.9159
第24特定期間	(2016年 3月15日)	2,932	2,957	0.8350	0.8420
第25特定期間	(2016年 9月15日)	2,533	2,550	0.7745	0.7795
第26特定期間	(2017年 3月15日)	2,488	2,497	0.8391	0.8421
第27特定期間	(2017年 9月15日)	2,188	2,196	0.8448	0.8478
第28特定期間	(2018年 3月15日)	1,911	1,918	0.8072	0.8102
第29特定期間	(2018年 9月18日)	1,882	1,889	0.8355	0.8385
第30特定期間	(2019年 3月15日)	1,722	1,728	0.8378	0.8408
第31特定期間	(2019年 9月17日)	1,675	1,681	0.8368	0.8398
第32特定期間	(2020年 3月16日)	1,462	1,468	0.7887	0.7917
	2019年 4月末日	1,724	—	0.8443	—
	5月末日	1,667	—	0.8241	—
	6月末日	1,676	—	0.8297	—
	7月末日	1,683	—	0.8339	—
	8月末日	1,668	—	0.8283	—
	9月末日	1,652	—	0.8355	—
	10月末日	1,649	—	0.8444	—
	11月末日	1,615	—	0.8446	—
	12月末日	1,619	—	0.8526	—
	2020年 1月末日	1,592	—	0.8490	—
	2月末日	1,582	—	0.8487	—
	3月末日	1,447	—	0.7870	—
	4月末日	1,438	—	0.7862	—

【分配の推移】

ハイブリッド・インカムオープン

	計算期間	1口当たりの分配金
第13特定期間	2010年 3月16日～2010年 9月15日	0.0360円
第14特定期間	2010年 9月16日～2011年 3月15日	0.0360円
第15特定期間	2011年 3月16日～2011年 9月15日	0.0360円
第16特定期間	2011年 9月16日～2012年 3月15日	0.0360円
第17特定期間	2012年 3月16日～2012年 9月18日	0.0270円
第18特定期間	2012年 9月19日～2013年 3月15日	0.0270円
第19特定期間	2013年 3月16日～2013年 9月17日	0.0270円
第20特定期間	2013年 9月18日～2014年 3月17日	0.0270円
第21特定期間	2014年 3月18日～2014年 9月16日	0.0270円
第22特定期間	2014年 9月17日～2015年 3月16日	0.0210円
第23特定期間	2015年 3月17日～2015年 9月15日	0.0210円
第24特定期間	2015年 9月16日～2016年 3月15日	0.0210円
第25特定期間	2016年 3月16日～2016年 9月15日	0.0150円
第26特定期間	2016年 9月16日～2017年 3月15日	0.0110円
第27特定期間	2017年 3月16日～2017年 9月15日	0.0090円
第28特定期間	2017年 9月16日～2018年 3月15日	0.0090円
第29特定期間	2018年 3月16日～2018年 9月18日	0.0090円
第30特定期間	2018年 9月19日～2019年 3月15日	0.0090円
第31特定期間	2019年 3月16日～2019年 9月17日	0.0090円
第32特定期間	2019年 9月18日～2020年 3月16日	0.0090円

各特定期間中の分配金単価の合計を表示しております。

【収益率の推移】

ハイブリッド・インカムオープン

	計算期間	収益率
第13特定期間	2010年 3月16日～2010年 9月15日	2.6%
第14特定期間	2010年 9月16日～2011年 3月15日	0.7%
第15特定期間	2011年 3月16日～2011年 9月15日	4.4%
第16特定期間	2011年 9月16日～2012年 3月15日	12.5%
第17特定期間	2012年 3月16日～2012年 9月18日	2.0%
第18特定期間	2012年 9月19日～2013年 3月15日	24.6%
第19特定期間	2013年 3月16日～2013年 9月17日	2.4%
第20特定期間	2013年 9月18日～2014年 3月17日	8.1%
第21特定期間	2014年 3月18日～2014年 9月16日	6.3%
第22特定期間	2014年 9月17日～2015年 3月16日	10.8%

第23特定期間	2015年 3月17日～2015年 9月15日	1.1%
第24特定期間	2015年 9月16日～2016年 3月15日	5.8%
第25特定期間	2016年 3月16日～2016年 9月15日	5.4%
第26特定期間	2016年 9月16日～2017年 3月15日	9.8%
第27特定期間	2017年 3月16日～2017年 9月15日	1.8%
第28特定期間	2017年 9月16日～2018年 3月15日	3.4%
第29特定期間	2018年 3月16日～2018年 9月18日	4.6%
第30特定期間	2018年 9月19日～2019年 3月15日	1.4%
第31特定期間	2019年 3月16日～2019年 9月17日	1.0%
第32特定期間	2019年 9月18日～2020年 3月16日	4.7%

各特定期間中の分配金単価の合計を加算して算出しております。

各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（期間中の分配金を加算した額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

（４）【設定及び解約の実績】

ハイブリッド・インカムオープン

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第13特定期間	2010年 3月16日～2010年 9月15日	782,976,436	1,291,554,865	15,263,667,794
第14特定期間	2010年 9月16日～2011年 3月15日	456,026,751	1,537,654,910	14,182,039,635
第15特定期間	2011年 3月16日～2011年 9月15日	513,671,562	1,408,295,043	13,287,416,154
第16特定期間	2011年 9月16日～2012年 3月15日	122,672,195	1,628,198,162	11,781,890,187
第17特定期間	2012年 3月16日～2012年 9月18日	101,571,517	1,870,105,840	10,013,355,864
第18特定期間	2012年 9月19日～2013年 3月15日	66,981,663	2,404,646,841	7,675,690,686
第19特定期間	2013年 3月16日～2013年 9月17日	102,350,860	1,443,034,026	6,335,007,520
第20特定期間	2013年 9月18日～2014年 3月17日	25,089,687	1,035,963,675	5,324,133,532
第21特定期間	2014年 3月18日～2014年 9月16日	31,344,638	591,324,431	4,764,153,739
第22特定期間	2014年 9月17日～2015年 3月16日	18,478,665	601,142,696	4,181,489,708
第23特定期間	2015年 3月17日～2015年 9月15日	6,885,869	397,803,550	3,790,572,027
第24特定期間	2015年 9月16日～2016年 3月15日	14,137,961	292,371,650	3,512,338,338
第25特定期間	2016年 3月16日～2016年 9月15日	4,921,173	245,590,758	3,271,668,753
第26特定期間	2016年 9月16日～2017年 3月15日	8,140,835	314,520,039	2,965,289,549
第27特定期間	2017年 3月16日～2017年 9月15日	3,549,449	378,208,420	2,590,630,578
第28特定期間	2017年 9月16日～2018年 3月15日	2,746,897	225,762,504	2,367,614,971
第29特定期間	2018年 3月16日～2018年 9月18日	2,343,351	116,198,766	2,253,759,556
第30特定期間	2018年 9月19日～2019年 3月15日	2,837,654	200,614,679	2,055,982,531
第31特定期間	2019年 3月16日～2019年 9月17日	2,172,041	55,643,300	2,002,511,272
第32特定期間	2019年 9月18日～2020年 3月16日	2,037,523	149,774,236	1,854,774,559

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

参考情報



運用実績（2020年4月30日現在）

■ 基準価額・純資産の推移（日次）



■ 分配の推移

（1万口あたり、課税前）

2020年3月	30 円
2020年1月	30 円
2019年11月	30 円
2019年9月	30 円
2019年7月	30 円
直近1年間累計	180 円
設定来累計	7,410 円

■ 主要な資産の状況

銘柄別投資比率

銘柄	投資比率（%）
海外アクティブ債券マザーファンド	50.9
ハイ・イールド ボンド オープンマザーファンド	48.7

実質的な銘柄別投資比率（上位）

・「海外アクティブ債券マザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	種類	投資比率（%）
1	US TREASURY N/B	国債証券	2.7
2	BUONI POLIENNALI DEL TES	国債証券	2.4
3	US TREASURY N/B	国債証券	2.4
4	US TREASURY N/B	国債証券	2.0
5	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	国債証券	1.8
6	US TREASURY N/B	国債証券	1.8
7	US TREASURY N/B	国債証券	1.6
8	US TREASURY N/B	国債証券	1.6
9	BUONI POLIENNALI DEL TES	国債証券	1.5
10	US TREASURY N/B	国債証券	1.5

・「ハイ・イールド ボンド オープンマザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	種類	投資比率（%）
1	SPRINT CAPITAL CORP	社債券	0.4
2	ALTICE FRANCE SA	社債券	0.3
3	ALLIED UNIVERSAL HOLDCO	社債券	0.3
4	BAUSCH HEALTH COS INC	社債券	0.3
5	HCA INC	社債券	0.3
6	TELECOM ITALIA CAPITAL	社債券	0.3
7	MGM GROWTH/MGM FINANCE	社債券	0.3
8	CSC HOLDINGS LLC	社債券	0.2
9	VODAFONE GROUP PLC	社債券	0.2
10	BMC EAST LLC	社債券	0.2

■ 年間収益率の推移（暦年ベース）



- ・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・2020年は年初から運用実績作成基準日までの収益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

申込期間中の各営業日に、有価証券届出書の「第一部 証券情報」にしたがって受益権の募集が行なわれます。

取得申込の受付けについては、午後3時までに、取得申込みが行なわれかつ当該取得申込みにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。

分配金の受取方法により、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の2つの申込方法があります。（原則として、お買付け後のコース変更はできません。）

ファンドの申込(販売)手続についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

< 受付時間 > 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

販売の単位は、「一般コース」の場合は1万口以上1万口単位(当初元本1口＝1円)または1万円以上1円単位、「自動けいぞく投資コース」の場合は1万円以上1円単位とします。ただし、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。なお、販売会社や申込形態によっては、どちらか一方のコースのみのお取扱いとなる場合や、申込単位が異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

■ 積立方式 ■

販売会社によっては、「定時定額購入サービス」等に関する契約 を締結した場合、当該契約で規定する取得申込の単位でお申込みいただけます。

当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

受益権の販売価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込みの受付けを中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付けを取り消す場合があります。

取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

2【換金（解約）手続等】

受益者は、受益権を、「一般コース」の場合は1万口単位、1口単位または1円単位、「自動けいぞく

く投資コース」の場合は1円単位または1口単位で換金できます。

換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

受益者がご換金のお申込みをするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

ご換金のお申込みの受付については、午後3時までに、ご換金のお申込みが行われかつ、そのご換金のお申込みの受付にかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。

換金価額は、ご換金の申込みの受付日の翌営業日の基準価額となります。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

< 受付時間 > 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

なお、信託財産の資金管理を円滑に行なうため、1日1件10億円を超えるご換金は行なえません。また、別途、大口のご換金について、1日1件10億円以下の金額であっても、ファンドの残高、市場の流動性の状況等によっては、委託者の判断によりご換金の金額に制限を設ける場合やご換金の受付時間に制限を設ける場合があります。

受付時間に制限とは、営業日の正午までにご換金のお申込みが行なわれ、かつ当該申込みに係る販売会社所定の事務手続が完了したものに制限する場合をいいます。

ご換金代金は、原則としてご換金のお申込日から起算して6営業日目から販売会社において支払います。

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断で一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消す場合があります。

また、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとします。

換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

受益証券をお手許で保有されている方は、換金のお申し込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

3【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

< 基準価額の計算方法 >

基準価額とは、計算日において、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。))を、計算日における受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当りの価額で表示されます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
公社債等	原則として、基準価額計算日 ¹ における以下のいずれかの価額で評価します。 ² 日本証券業協会が発表する売買参考統計値(平均値) 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(売気配相場を除く) 価格情報会社の提供する価額
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客相場の仲値で円換算を行ないます。

1 外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。

2 残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法(アキュムレーションまたはアモチゼーション)による評価を適用することができます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

< 受付時間 > 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

(2) 【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

無期限とします(2004年6月23日設定)。

(4) 【計算期間】

原則として、毎年1月16日から3月15日まで、3月16日から5月15日まで、5月16日から7月15日まで、7月16日から9月15日まで、9月16日から11月15日までおよび11月16日から翌年1月15日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。))が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

（a）ファンドの繰上償還条項

委託者は、信託契約の一部解約により受益権の口数が30億口を下回った場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

（b）信託期間の終了

- （ ）委託者は、上記「（a）ファンドの繰上償還条項」に従い信託期間を終了させるには、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- （ ）上記（ ）の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- （ ）上記（ ）の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記（a）の信託契約の解約をしません。
- （ ）委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- （ ）上記（ ）から（ ）までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記（ ）の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- （ ）委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- （ ）委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の委託者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「（e）信託約款の変更（ ）」に該当する場合を除き、その委託者と受託者との間において存続します。
- （ ）受託者が委託者の承諾を受けてその任務を辞任する場合、または、委託者または受益者が裁判所に受託者の解任を請求し裁判所が受託者を解任した場合、委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（c）運用報告書

委託者は、毎年5月、11月に終了する計算期間の末日および償還時に交付運用報告書を作成し、当該信託財産に係る知られたる受益者に対して交付します。

（d）有価証券報告書

委託者は、有価証券報告書を原則毎年3月、9月の決算日を基準に作成し3ヵ月以内に関東財務局長に提出します。

（e）信託約款の変更

- （ ）委託者は、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

- ()委託者は、上記()の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ()上記()の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ()上記()の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記()の信託約款の変更をしません。
- ()委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ()委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記()から()までの規定にしたがいます。

(f)公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(g)反対者の買取請求権

ファンドの信託契約の解約または信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、前述の「(b)信託期間の終了」()または「(e)信託約款の変更」()に規定する公告または書面に付記します。

(h)関係法人との契約の更新に関する手續

- ()委託者と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。
- ()委託者と投資顧問会社との間で締結する「運用指図に関する権限の委託契約」は、契約終了の一定期日前までに当事者の一方から更新しない旨を書面によって通知がない限り、1年毎に自動的に更新されるものとします。但し、当該契約はファンドの償還日に終了するものとします。

「ノムラ・アセット・マネジメントU.K.リミテッド」：3ヶ月前

「ノムラ・コーポレート・リサーチ・アンド・アセット・マネージメント・インク」：30日前

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

収益分配金に対する請求権

■収益分配金の支払い開始日■

<自動けいぞく投資契約を結んでいない場合>

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。販売会社でお受取りください。

なお、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。

<自動けいぞく投資契約を結んでいる場合>

税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。この場合の受益権の価額は、各計算期間終了日(決算日)の基準価額とします。

なお、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

■収益分配金請求権の失効■

受益者は、収益分配金を支払開始日から5年間支払請求しないと権利を失います。

償還金に対する請求権

■償還金の支払い開始日■

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日までに支払いを開始します。

■償還金請求権の失効■

受益者は、償還金を支払開始日から10年間支払請求しないと権利を失います。

換金(解約)請求権

■換金(解約)の単位■

受益者は、受益権を「一般コース」の場合は1万口単位、1口単位または1円単位、「自動けいぞく投資コース」の場合は1円単位または1口単位で換金できます。

換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

■換金(解約)代金の支払い開始日■

一部解約金は、受益者の解約申込みの受付日から起算して、原則として、6営業日目から受益者にお支払いします。

受益証券をお手許で保有されている方は、換金のお申し込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

第3【ファンドの経理状況】

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は原則として6ヶ月毎に作成しております。

(3)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期(2019年9月18日から2020年3月16日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【ハイブリッド・インカムオープン】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 (2019年 9月17日現在)	当期 (2020年 3月16日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	8,321,624	4,687,758
親投資信託受益証券	1,667,333,864	1,455,370,253
未収入金	9,900,000	12,100,000
流動資産合計	1,685,555,488	1,472,158,011
資産合計	1,685,555,488	1,472,158,011
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	6,007,533	5,564,323
未払解約金	-	160,820
未払受託者報酬	155,285	145,082
未払委託者報酬	3,726,810	3,481,908
未払利息	14	9
その他未払費用	6,194	5,783
流動負債合計	9,895,836	9,357,925
負債合計	9,895,836	9,357,925
純資産の部		
元本等		
元本	2,002,511,272	1,854,774,559
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	326,851,620	391,974,473
（ 分配準備積立金 ）	55,112,340	55,938,635
元本等合計	1,675,659,652	1,462,800,086
純資産合計	1,675,659,652	1,462,800,086
負債純資産合計	1,685,555,488	1,472,158,011

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自 2019年 3月16日 至 2019年 9月17日	当期 自 2019年 9月18日 至 2020年 3月16日
営業収益		
受取利息	-	2
有価証券売買等損益	27,512,319	60,363,611
営業収益合計	27,512,319	60,363,609
営業費用		
支払利息	2,038	952
受託者報酬	464,368	438,758
委託者報酬	11,144,837	10,530,066
その他費用	18,519	17,491
営業費用合計	11,629,762	10,987,267
営業利益又は営業損失（ ）	15,882,557	71,350,876
経常利益又は経常損失（ ）	15,882,557	71,350,876
当期純利益又は当期純損失（ ）	15,882,557	71,350,876
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	154,565	331,330
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	333,459,162	326,851,620
剰余金増加額又は欠損金減少額	9,426,728	23,930,125
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	9,426,728	23,930,125
剰余金減少額又は欠損金増加額	368,392	319,726
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	368,392	319,726
分配金	18,178,786	17,051,046
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	326,851,620	391,974,473

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当該財務諸表の特定期間は、2019年 9月18日から2020年 3月16日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

前期 2019年 9月17日現在	当期 2020年 3月16日現在
1. 特定期間の末日における受益権の総数 2,002,511,272口	1. 特定期間の末日における受益権の総数 1,854,774,559口
2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 326,851,620円	2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 391,974,473円
3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.8368円 (10,000口当たり純資産額) (8,368円)	3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.7887円 (10,000口当たり純資産額) (7,887円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 2019年 3月16日 至 2019年 9月17日	当期 自 2019年 9月18日 至 2020年 3月16日
1. 運用の外部委託費用	1. 運用の外部委託費用

当ファンドの主要投資対象である海外アクティブ債券マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用として、個別契約により当社は運用会社であるNOMURA ASSET MANAGEMENT U.K. LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメントU.K.リミテッド)に対し総額で以下の金額を支払っております。なお、信託財産からの直接的な支弁は行っておりません。

また、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全てのベビーファンドの合計額となっております。

支払金額 5,984,144円

当ファンドの主要投資対象であるハイ・イールド ボンド オープンマザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用

なお、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全てのベビーファンドの合計額となっております。

支払金額 66,341,944円

2. 分配金の計算過程

2019年 3月16日から2019年 5月15日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	6,910,521円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	4,824,300円
分配準備積立金額	D	48,269,381円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	60,004,202円
当ファンドの期末残存口数	F	2,037,107,087口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	294円
10,000口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	6,111,321円

2019年 5月16日から2019年 7月16日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	9,070,027円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	4,803,320円
分配準備積立金額	D	48,638,771円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	62,512,118円
当ファンドの期末残存口数	F	2,019,977,526口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	309円
10,000口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	6,059,932円

2019年 7月17日から2019年 9月17日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	9,936,493円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円

当ファンドの主要投資対象である海外アクティブ債券マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用として、個別契約により当社は運用会社であるNOMURA ASSET MANAGEMENT U.K. LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメントU.K.リミテッド)に対し総額で以下の金額を支払っております。なお、信託財産からの直接的な支弁は行っておりません。

また、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全てのベビーファンドの合計額となっております。

支払金額 7,311,184円

当ファンドの主要投資対象であるハイ・イールド ボンド オープンマザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用

なお、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全てのベビーファンドの合計額となっております。

支払金額 63,451,897円

2. 分配金の計算過程

2019年 9月18日から2019年11月15日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	7,033,634円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	4,655,009円
分配準備積立金額	D	53,383,599円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	65,072,242円
当ファンドの期末残存口数	F	1,940,366,462口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	335円
10,000口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	5,821,099円

2019年11月16日から2020年 1月15日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	9,318,268円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	4,551,168円
分配準備積立金額	D	53,119,011円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	66,988,447円
当ファンドの期末残存口数	F	1,888,541,661口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	354円
10,000口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	5,665,624円

2020年 1月16日から2020年 3月16日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	5,766,242円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円

収益調整金額	C	4,783,128円	収益調整金額	C	4,491,468円
分配準備積立金額	D	51,183,380円	分配準備積立金額	D	55,736,716円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	65,903,001円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	65,994,426円
当ファンドの期末残存口数	F	2,002,511,272口	当ファンドの期末残存口数	F	1,854,774,559口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	329円	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	355円
10,000口当たり分配金額	H	30円	10,000口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	6,007,533円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	5,564,323円

(金融商品に関する注記)

(1)金融商品の状況に関する事項

前期 自 2019年 3月16日 至 2019年 9月17日	当期 自 2019年 9月18日 至 2020年 3月16日
1.金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。 これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 3.金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。	1.金融商品に対する取組方針 同左 2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左 3.金融商品に係るリスク管理体制 同左

(2)金融商品の時価等に関する事項

前期 2019年 9月17日現在	当期 2020年 3月16日現在
---------------------	---------------------

1．貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2．時価の算定方法 親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	1．貸借対照表計上額、時価及び差額 同左 2．時価の算定方法 同左
--	---

（関連当事者との取引に関する注記）

前期 自 2019年 3月16日 至 2019年 9月17日	当期 自 2019年 9月18日 至 2020年 3月16日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

（その他の注記）

1 元本の移動

前期 自 2019年 3月16日 至 2019年 9月17日	当期 自 2019年 9月18日 至 2020年 3月16日
期首元本額 2,055,982,531円	期首元本額 2,002,511,272円
期中追加設定元本額 2,172,041円	期中追加設定元本額 2,037,523円
期中一部解約元本額 55,643,300円	期中一部解約元本額 149,774,236円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	前期 自 2019年 3月16日 至 2019年 9月17日	当期 自 2019年 9月18日 至 2020年 3月16日
	損益に含まれた評価差額（円）	損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	25,708,622	111,455,972
合計	25,708,622	111,455,972

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2020年3月16日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2020年3月16日現在)

（単位：円）

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	ハイ・イールド　　bond　　オープンマザーファンド	97,540,086	701,264,448	
		海外アクティブ債券マザーファンド	382,387,204	754,105,805	
	小計	銘柄数：2	479,927,290	1,455,370,253	
		組入時価比率：99.5%		100.0%	
合計				1,455,370,253	

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは「海外アクティブ債券マザーファンド」および「ハイ・イールド ボンド オープンマザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

海外アクティブ債券マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

(2020年 3月16日現在)

資産の部	
流動資産	
預金	281,067,930
コール・ローン	1,873,427,611
国債証券	46,612,451,547
派生商品評価勘定	536,210,832
未収利息	206,633,881
前払費用	85,863,022
差入委託証拠金	462,996,965
流動資産合計	50,058,651,788
資産合計	50,058,651,788
負債の部	

(2020年 3月16日現在)

流動負債	
派生商品評価勘定	270,383,162
未払解約金	21,570,000
未払利息	3,782
流動負債合計	291,956,944
負債合計	291,956,944
純資産の部	
元本等	
元本	25,235,287,607
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	24,531,407,237
元本等合計	49,766,694,844
純資産合計	49,766,694,844
負債純資産合計	50,058,651,788

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	国債証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。 先物取引 計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。

(貸借対照表に関する注記)

2020年 3月16日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.9721円
(10,000口当たり純資産額)	(19,721円)

（金融商品に関する注記）

(1)金融商品の状況に関する事項

自 2019年 9月18日 至 2020年 3月16日
1.金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。 これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 当ファンドは、信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的として、債券先物取引を行っております。当該デリバティブ取引は、対象とする債券・金利等に係る価格変動リスクを有しております。 当ファンドは、信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的として、為替予約取引を行っております。当該デリバティブ取引は、対象とする為替等に係る価格変動リスクを有しております。 3.金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

(2)金融商品の時価等に関する事項

2020年 3月16日現在
1.貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ ん。 2.時価の算定方法 国債証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としており ます。

（その他の注記）

元本の移動及び期末元本額の内訳

2020年 3月16日現在	
期首	2019年 9月18日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	22,010,889,605円
同期中における追加設定元本額	4,928,565,072円
同期中における一部解約元本額	1,704,167,070円
期末元本額	25,235,287,607円
期末元本額の内訳*	
ハイブリッド・インカムオープン	382,387,204円
野村外国債券アクティブファンドAコース（野村SMA向け）	7,100,990,233円
野村外国債券アクティブファンドBコース（野村SMA向け）	879,213,374円
野村外国債券アクティブファンド Aコース（野村SMA・EW向け）	7,636,964,337円
野村外国債券アクティブファンド Bコース（野村SMA・EW向け）	1,891,196,052円
外国債券アクティブファンド（部分為替ヘッジあり）・分配型（非課税適格機関投資家専用）	2,224,322,947円
ノムラFOFs用・海外アクティブ債券ファンド（適格機関投資家専用）	2,144,057,386円
外国債券アクティブファンド（為替ヘッジあり）・無分配型（非課税適格機関投資家専用）	2,640,258,327円
野村外国債券アクティブファンド（確定拠出年金向け）	335,897,747円

*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2020年3月16日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2020年3月16日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	米ドル	US TREASURY N/B	15,100,000.00	15,133,031.25	
		US TREASURY N/B	7,000,000.00	7,051,132.20	
		US TREASURY N/B	2,500,000.00	2,510,156.25	
		US TREASURY N/B	3,000,000.00	3,045,351.30	
		US TREASURY N/B	5,000,000.00	5,050,781.00	
		US TREASURY N/B	2,400,000.00	2,438,062.32	
		US TREASURY N/B	12,000,000.00	12,364,687.20	
		US TREASURY N/B	20,000,000.00	20,429,686.00	
		US TREASURY N/B	18,000,000.00	18,431,717.40	
		US TREASURY N/B	11,000,000.00	11,861,952.30	

小計	US TREASURY N/B	14,000,000.00	14,992,030.20	
	US TREASURY N/B	12,500,000.00	13,406,250.00	
	US TREASURY N/B	3,000,000.00	3,183,750.00	
	US TREASURY N/B	11,000,000.00	11,744,218.20	
	US TREASURY N/B	10,000,000.00	10,428,906.00	
	US TREASURY N/B	10,000,000.00	10,898,437.00	
	US TREASURY N/B	6,000,000.00	6,568,125.00	
	US TREASURY N/B	500,000.00	806,035.15	
	US TREASURY N/B	8,000,000.00	9,119,687.20	
	US TREASURY N/B	700,000.00	922,468.75	
	US TREASURY N/B	3,700,000.00	4,881,398.16	
	銘柄数：21	175,400,000.00	185,267,862.88	
			(19,806,987,220)	
	組入時価比率：39.8%		42.5%	
カナダドル	CANADIAN GOVERNMENT	3,000,000.00	3,244,950.00	
	CANADIAN GOVERNMENT	1,500,000.00	1,702,125.00	
	銘柄数：2	4,500,000.00	4,947,075.00	
			(382,309,956)	
メキシコペソ	MEX BONOS DESARR FIX RT	80,000,000.00	82,120,000.00	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	45,000,000.00	41,217,358.50	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	150,000,000.00	149,391,000.00	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	215,000,000.00	227,070,100.00	
小計	銘柄数：4	490,000,000.00	499,798,458.50	
			(2,449,012,446)	
	組入時価比率：4.9%		5.3%	
ユーロ	BELGIUM KINGDOM	300,000.00	532,414.50	
	BELGIUM KINGDOM GOVT	200,000.00	341,603.00	
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	3,500,000.00	3,731,280.00	
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	12,000,000.00	12,895,388.40	
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	8,000,000.00	8,568,800.00	
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	1,400,000.00	2,602,003.60	
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	1,500,000.00	2,076,454.50	
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	2,500,000.00	3,378,740.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	2,500,000.00	2,500,675.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	8,000,000.00	8,258,640.00	

小計	BUONI POLIENNALI DEL TES	8,000,000.00	7,961,680.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	700,000.00	727,643.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	17,000,000.00	16,903,100.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	1,000,000.00	1,042,510.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	4,000,000.00	3,934,400.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	2,300,000.00	2,701,092.40	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	1,000,000.00	1,067,400.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	3,800,000.00	3,931,100.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	7,500,000.00	7,425,000.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	10,500,000.00	10,851,750.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	4,000,000.00	4,600,400.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	1,000,000.00	1,410,900.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	4,000,000.00	3,924,800.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	700,000.00	874,090.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	2,600,000.00	2,742,480.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	1,600,000.00	1,878,720.00	
	FRANCE (GOVT OF)	6,500,000.00	7,516,600.00	
	FRANCE (GOVT OF)	3,700,000.00	5,118,502.30	
	FRANCE (GOVT OF)	5,700,000.00	7,159,519.20	
	FRANCE GOVERNMENT O.A.T	1,000,000.00	1,019,310.00	
	FRANCE GOVERNMENT O.A.T	500,000.00	761,400.00	
	FRANCE GOVERNMENT O.A.T	2,500,000.00	2,907,322.50	
	FRANCE GOVERNMENT O.A.T	2,000,000.00	3,678,084.00	
	銘柄数：33	131,500,000.00	145,023,802.40	
			(17,250,581,295)	
	組入時価比率：34.7%		37.0%	
英債券	UK TREASURY	5,500,000.00	5,902,600.00	
	UK TREASURY	2,500,000.00	3,082,050.00	
	UK TREASURY	800,000.00	1,233,520.00	
	UK TREASURY	700,000.00	1,191,540.00	
	UK TREASURY	1,400,000.00	2,532,040.00	
	UK TREASURY	1,700,000.00	1,965,540.00	
	UK TREASURY	900,000.00	1,703,610.00	
	UK TSY 3 1/4% 2044	3,000,000.00	4,539,000.00	
小計	銘柄数：8	16,500,000.00	22,149,900.00	

			(2,919,578,319)	
	組入時価比率：5.9%		6.3%	
スウェーデンクローナ	SWEDISH GOVERNMENT	90,000,000.00	97,479,558.00	
	SWEDISH GOVERNMENT	27,000,000.00	29,415,960.00	
小計	銘柄数：2	117,000,000.00	126,895,518.00	
			(1,403,464,429)	
	組入時価比率：2.8%		3.0%	
ノルウェークローネ	NORWEGIAN GOVERNMENT	1,000,000.00	1,036,805.00	
小計	銘柄数：1	1,000,000.00	1,036,805.00	
			(10,855,348)	
	組入時価比率：0.0%		0.0%	
ズロチ	POLAND GOVERNMENT BOND	20,000,000.00	21,020,200.00	
小計	銘柄数：1	20,000,000.00	21,020,200.00	
			(571,539,238)	
	組入時価比率：1.1%		1.2%	
豪ドル	AUSTRALIAN GOVERNMENT	3,500,000.00	3,510,662.40	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	2,000,000.00	2,049,551.60	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	2,000,000.00	2,276,976.60	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	2,000,000.00	2,198,200.00	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	1,500,000.00	1,736,700.00	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	500,000.00	619,950.00	
小計	銘柄数：6	11,500,000.00	12,392,040.60	
			(815,396,271)	
	組入時価比率：1.6%		1.7%	
シンガポールドル	SINGAPORE GOVERNMENT	3,500,000.00	3,557,400.00	
小計	銘柄数：1	3,500,000.00	3,557,400.00	
			(268,441,404)	
	組入時価比率：0.5%		0.6%	
リンギ	MALAYSIAN GOVERNMENT	8,000,000.00	8,325,074.40	
	MALAYSIAN GOVERNMENT	20,000,000.00	21,164,308.00	
小計	銘柄数：2	28,000,000.00	29,489,382.40	
			(734,285,621)	
	組入時価比率：1.5%		1.6%	
合計			46,612,451,547	
			(46,612,451,547)	

(注1)外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	2020年 3月16日現在			
	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
		うち1年超		
市場取引				
債券先物取引				
買建	12,397,962,420	-	12,398,732,863	770,443
売建	6,309,356,867	-	6,373,426,260	64,069,393
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
買建	7,714,233,290	-	7,607,453,000	106,780,290
米ドル	4,041,808,290	-	3,943,503,000	98,305,290
ユーロ	2,924,877,500	-	2,973,000,000	48,122,500
ノルウェークローネ	353,748,000	-	313,800,000	39,948,000
シンガポールドル	393,799,500	-	377,150,000	16,649,500
売建	5,910,896,910	-	5,474,990,000	435,906,910
メキシコペソ	2,248,521,910	-	2,009,790,000	238,731,910
英ポンド	1,354,058,750	-	1,251,815,000	102,243,750
スウェーデンクローナ	1,354,968,000	-	1,326,000,000	28,968,000
ズロチ	403,506,000	-	394,110,000	9,396,000
豪ドル	549,842,250	-	493,275,000	56,567,250
合計	-	-	-	265,827,670

（注）時価の算定方法

1 先物取引

外国先物取引について

先物の評価においては、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

2 為替予約取引

1)計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2)計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

ハイ・イールド ボンド オープンマザーファンド

貸借対照表

(単位：円)	
(2020年 3月16日現在)	
資産の部	
流動資産	
預金	894,796,918
コール・ローン	264,011,797
社債券	22,786,472,343
未収入金	11,221,808
未収利息	368,394,675
前払費用	28,841,398
流動資産合計	24,353,738,939
資産合計	24,353,738,939
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	1,867,000
未払金	118,937,375
未払解約金	119,000,000
未払利息	533
流動負債合計	239,804,908
負債合計	239,804,908
純資産の部	
元本等	
元本	3,354,035,375
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	20,759,898,656
元本等合計	24,113,934,031
純資産合計	24,113,934,031
負債純資産合計	24,353,738,939

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.運用資産の評価基準及び評価方法	社債券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2.外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。

3.費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。

（貸借対照表に関する注記）

2020年 3月16日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	7,1895円
(10,000口当たり純資産額)	(71,895円)

（金融商品に関する注記）

(1)金融商品の状況に関する事項

自 2019年 9月18日 至 2020年 3月16日
1.金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。 これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 当ファンドは、信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。 3.金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。

(2)金融商品の時価等に関する事項

2020年 3月16日現在

1. 貸借対照表計上額、時価及び差額

貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ

ん。

2. 時価の算定方法

社債券

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。

派生商品評価勘定

デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（その他の注記）

元本の移動及び期末元本額の内訳

2020年 3月16日現在	
期首	2019年 9月18日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	3,248,434,873円
同期中における追加設定元本額	568,886,196円
同期中における一部解約元本額	463,285,694円
期末元本額	3,354,035,375円
期末元本額の内訳*	
ハイ・イールド ボンド オープンAコース	190,694,751円
ハイ・イールド ボンド オープンBコース	494,041,500円
ハイ・イールド ボンド オープンCコース	17,486,405円
ハイ・イールド ボンド オープンDコース	165,898,203円
ハイブリッド・インカムオープン	97,540,086円
ハイ・イールド ボンド オープンAコース（野村SMA向け）	233,839,313円
ハイ・イールド ボンド オープンBコース（野村SMA向け）	227,117,215円
ハイ・イールド ボンド オープン Aコース（野村SMA・EW向け）	1,009,768,270円
ハイ・イールド ボンド オープン Bコース（野村SMA・EW向け）	917,649,632円

*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2020年3月16日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2020年3月16日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
社債券	米ドル	1011778 BC / NEW RED FIN	600,000.00	596,250.00	
		1011778 BC / NEW RED FIN	825,000.00	807,468.75	
		1011778 BC / NEW RED FIN	175,000.00	167,029.78	

ACI WORLDWIDE INC	150,000.00	152,641.41	
ACRISURE LLC / FIN INC	600,000.00	605,079.00	
ADAMS HOMES INC	150,000.00	149,022.55	
ADVANCED DRAINAGE SYSTEM	100,000.00	100,187.50	
AG ISSUER LLC	200,000.00	185,325.00	
AHERN RENTALS INC	300,000.00	220,265.40	
AIR CANADA	625,000.00	616,017.18	
ALBERTSONS COS LLC/SAFEW	275,000.00	280,672.56	
ALBERTSONS COS LLC/SAFEW	525,000.00	520,836.75	
ALBERTSONS COS LLC/SAFEW	100,000.00	106,562.75	
ALBERTSONS COS LLC/SAFEW	175,000.00	180,753.12	
ALBERTSONS COS/SAFEWAY	175,000.00	171,672.14	
ALBERTSONS COS/SAFEWAY	675,000.00	639,984.36	
ALBERTSONS COS/SAFEWAY	175,000.00	172,109.64	
ALCOA NEDERLAND HOLDING	375,000.00	361,040.62	
ALCOA NEDERLAND HOLDING	200,000.00	181,751.94	
ALGECO SCOTSMAN GLOB FIN	374,000.00	351,676.87	
ALLEGHENY TECHNOLOGIES	150,000.00	145,451.62	
ALLIANCE DATA SYSTEMS CO	200,000.00	182,696.74	
ALLIED UNIVERSAL HOLDCO	1,300,000.00	1,330,384.23	
ALLY FINANCIAL INC	150,000.00	145,982.25	
ALLY FINANCIAL INC	175,000.00	178,110.62	
ALLY FINANCIAL INC	225,000.00	278,826.45	
ALTICE FINANCING SA	800,000.00	792,500.00	
ALTICE FINANCING SA	400,000.00	380,201.48	
ALTICE FRANCE SA	1,375,000.00	1,385,690.62	
ALTICE FRANCE SA	675,000.00	691,959.37	
ALTICE FRANCE SA	1,025,000.00	996,171.87	
AMC ENTERTAINMENT HOLDIN	525,000.00	306,795.56	
AMC NETWORKS INC	700,000.00	667,014.60	
AMERICAN AIRLINES GROUP	300,000.00	263,620.50	
AMERICAN WOODMARK CORP	275,000.00	272,984.25	
AMERIGAS PART/FIN CORP	150,000.00	143,155.87	
AMERIGAS PART/FIN CORP	300,000.00	274,209.00	
AMERIGAS PART/FIN CORP	150,000.00	141,416.25	
AMERIGAS PART/FIN CORP	175,000.00	164,412.50	
AMKOR TECHNOLOGY INC	100,000.00	100,719.02	
AMSTED INDUSTRIES	100,000.00	102,437.50	
ANIXTER INC	100,000.00	105,373.50	
ANTERO MIDSTREAM PART/FI	350,000.00	206,062.50	
ANTERO MIDSTREAM PART/FI	150,000.00	83,155.87	
ANTERO MIDSTREAM PART/FI	325,000.00	180,171.06	

ANTERO RESOURCES FINANCE	300,000.00	147,998.25
APERGY CORP	75,000.00	76,530.00
ARAMARK SERVICES INC	400,000.00	360,092.00
ARCHROCK PARTNERS LP/FIN	200,000.00	166,445.00
ARCHROCK PARTNERS LP/FIN	200,000.00	166,991.24
ARCONIC INC	200,000.00	218,247.88
ARCONIC ROLLED PRODUCTS	125,000.00	123,871.87
ARDAGH PKG FIN/HLDGS USA	1,000,000.00	971,875.00
ARROW BIDCO LLC	75,000.00	60,280.12
ASBURY AUTOMOTIVE GROUP	100,000.00	95,375.50
ASBURY AUTOMOTIVE GROUP	100,000.00	95,369.50
ASCENT RESOURCES/ARU FIN	341,000.00	184,361.65
ASCENT RESOURCES/ARU FIN	275,000.00	80,924.58
ASGN INCORPORATED	650,000.00	600,531.74
AVANTOR INC	425,000.00	438,493.75
AVIS BUDGET CAR/FINANCE	100,000.00	86,437.25
AVON INTERNATIONAL CAPIT	100,000.00	93,437.25
BANK OF AMERICA CORP	50,000.00	50,709.25
BANK OF AMERICA CORP	650,000.00	672,876.75
BANK OF AMERICA CORP	100,000.00	107,583.50
BANK OF AMERICA CORP	125,000.00	121,163.12
BARCLAYS PLC	650,000.00	614,701.75
BASIC ENERGY SERVICES	75,000.00	47,625.00
BAUSCH HEALTH AMERICAS	200,000.00	211,788.04
BAUSCH HEALTH COS INC	14,000.00	13,915.59
BAUSCH HEALTH COS INC	550,000.00	533,099.16
BAUSCH HEALTH COS INC	1,275,000.00	1,291,533.81
BAUSCH HEALTH COS INC	200,000.00	199,751.00
BAUSCH HEALTH COS INC	200,000.00	190,303.24
BAUSCH HEALTH COS INC	200,000.00	204,006.44
BAUSCH HEALTH COS INC	425,000.00	405,324.07
BCD ACQUISITION INC	300,000.00	299,061.75
BEACON ESCROW CORP	350,000.00	324,187.50
BEACON ROOFING SUPPLY IN	100,000.00	97,123.50
BEAZER HOMES USA	650,000.00	613,437.50
BEAZER HOMES USA	400,000.00	381,748.99
BERRY GLOBAL ESCROW CORP	300,000.00	306,561.75
BERRY GLOBAL ESCROW CORP	100,000.00	100,916.75
BERRY GLOBAL INC	150,000.00	144,298.50
BIG RIVER STEEL/BRS FIN	225,000.00	218,927.81
BLUE RACER MID LLC/FINAN	50,000.00	38,218.62
BLUE RACER MID LLC/FINAN	75,000.00	43,698.55
BMC EAST LLC	1,075,000.00	1,084,446.56

BOMBARDIER INC	200,000.00	189,354.24	
BOMBARDIER INC	85,000.00	78,435.55	
BOMBARDIER INC	275,000.00	236,700.39	
BOYD GAMING CORP	825,000.00	777,789.37	
BOYD GAMING CORP	325,000.00	302,197.18	
BOYD GAMING CORP	275,000.00	237,108.30	
BOYNE USA INC	175,000.00	181,343.75	
BROOKFIELD RESID PROPERT	150,000.00	128,530.87	
BROOKFIELD RESIDENTIAL	125,000.00	125,527.25	
BUILDERS FIRSTSOURCE INC	202,000.00	208,438.75	
BUILDERS FIRSTSOURCE INC	100,000.00	97,302.52	
BWAY HOLDING CO	1,025,000.00	983,756.55	
CALFRAC HOLDINGS LP	325,000.00	63,138.14	
CALLON PETROLEUM CO	300,000.00	91,125.00	
CALLON PETROLEUM CO	325,000.00	85,365.31	
CALPINE CORP	500,000.00	483,385.60	
CALPINE CORP	425,000.00	407,204.18	
CALPINE CORP	425,000.00	387,240.32	
CALPINE CORP	550,000.00	506,541.03	
CAMELOT FINANCE SA	275,000.00	271,047.56	
CAPITOL INV MERGER SUB 2	125,000.00	123,443.12	
CARDTRONICS INC / USA	125,000.00	124,848.43	
CARGO AIRCRAFT MANAGEMEN	150,000.00	143,540.05	
CARLSON TRAVEL INC	200,000.00	147,842.50	
CARRIZO OIL & GAS INC	450,000.00	136,407.37	
CARRIZO OIL & GAS INC	75,000.00	21,326.25	
CATALENT PHARMA SOLUTION	175,000.00	172,994.06	
CATALENT PHARMA SOLUTION	75,000.00	74,109.37	
CCO HLDGS LLC/CAP CORP	300,000.00	301,002.75	
CCO HLDGS LLC/CAP CORP	50,000.00	50,710.90	
CCO HLDGS LLC/CAP CORP	500,000.00	511,589.00	
CCO HLDGS LLC/CAP CORP	150,000.00	150,799.12	
CCO HLDGS LLC/CAP CORP	675,000.00	680,248.12	
CCO HLDGS LLC/CAP CORP	800,000.00	795,724.00	
CCO HLDGS LLC/CAP CORP	225,000.00	229,359.37	
CCO HLDGS LLC/CAP CORP	400,000.00	392,750.00	
CCO HLDGS LLC/CAP CORP	1,000,000.00	985,875.00	
CCO HLDGS LLC/CAP CORP	600,000.00	589,228.50	
CCO HOLDINGS LLC	1,075,000.00	1,088,141.87	
CDK GLOBAL INC	150,000.00	152,274.37	
CDK GLOBAL INC	50,000.00	51,211.75	
CDW LLC/CDW FINANCE	900,000.00	900,837.00	

CDW LLC/CDW FINANCE	150,000.00	149,218.20
CEDAR FAIR LP	100,000.00	84,812.50
CEDAR FAIR LP/CANADA'S W	375,000.00	348,476.70
CENTENE CORP	450,000.00	444,498.75
CENTENE CORP	175,000.00	179,560.27
CENTENE CORP	450,000.00	459,803.25
CENTENE CORP	550,000.00	562,767.53
CENTENE CORP	375,000.00	358,494.18
CENTENE ESCROW I CORP	800,000.00	821,900.00
CENTRAL GARDEN & PET CO	150,000.00	152,132.70
CENTURY COMMUNITIES	225,000.00	219,093.75
CENTURY COMMUNITIES	325,000.00	332,972.64
CENTURYLINK INC	250,000.00	255,130.30
CENTURYLINK INC	975,000.00	964,638.18
CENTURYLINK INC	200,000.00	212,354.24
CENTURYLINK INC	275,000.00	296,784.95
CENTURYLINK INC	375,000.00	364,156.38
CENTURYLINK INC	150,000.00	150,192.55
CF INDUSTRIES INC	325,000.00	333,733.56
CHANGE HEALTH / FIN INC	270,000.00	259,241.17
CHARLES RIVER LABORATORI	150,000.00	157,921.65
CHEMOURS CO	250,000.00	218,242.00
CHENIERE CORP CHRISTI HD	500,000.00	480,350.05
CHENIERE CORP CHRISTI HD	250,000.00	221,422.60
CHENIERE CORP CHRISTI HD	250,000.00	222,494.97
CHENIERE ENERGY PARTNERS	550,000.00	489,638.87
CHENIERE ENERGY PARTNERS	300,000.00	259,372.50
CHESAPEAKE ENERGY CORP	50,000.00	23,000.00
CHESAPEAKE ENERGY CORP	200,000.00	66,000.00
CHS/COMMUNITY HEALTH SYS	325,000.00	313,768.00
CHS/COMMUNITY HEALTH SYS	200,000.00	204,062.20
CHURCHILL DOWNS INC	175,000.00	156,104.25
CINEMARK USA INC	1,025,000.00	923,783.81
CIT GROUP INC	75,000.00	74,424.75
CITGO PETROLEUM CORP	275,000.00	265,889.93
CITIGROUP INC	325,000.00	291,890.62
CITIGROUP INC	775,000.00	744,379.75
CITIGROUP INC	350,000.00	364,292.25
CLEAN HARBORS INC	100,000.00	98,889.50
CLEAN HARBORS INC	50,000.00	49,628.75
CLEAR CHANNEL WORLDWIDE	500,000.00	500,937.50
CLEARWATER SEAFOODS INC	125,000.00	124,218.75
CLEARWAY ENERGY OP LLC	200,000.00	205,222.00

CLEARWAY ENERGY OP LLC	325,000.00	325,901.87	
CLEARWAY ENERGY OP LLC	275,000.00	271,780.76	
CLEAVER-BROOKS INC	100,000.00	94,375.00	
CLEVELAND-CLIFFS INC	100,000.00	96,812.75	
CLEVELAND-CLIFFS INC	225,000.00	169,106.62	
CLIFFS NATURAL RESOURCES	143,000.00	117,488.80	
CLOUD CRANE LLC	150,000.00	146,742.00	
CNX MIDSTREAM PTR/CNX	125,000.00	88,771.25	
CNX RESOURCES CORP	325,000.00	220,391.43	
COEUR MINING INC	475,000.00	435,514.43	
COGENT COMMUNICATIONS GR	475,000.00	484,201.93	
COLFAX CORP	100,000.00	101,623.50	
COLFAX CORP	100,000.00	102,626.50	
COMMERCIAL METALS CO	100,000.00	100,574.62	
COMMERCIAL METALS CO	200,000.00	197,534.00	
COMMERCIAL METALS CO	250,000.00	250,693.75	
COMMScope FINANCE LLC	250,000.00	245,771.25	
COMMScope FINANCE LLC	250,000.00	244,709.92	
COMMScope FINANCE LLC	300,000.00	280,950.00	
COMMScope INC	21,000.00	20,776.82	
COMMScope INC	625,000.00	576,170.31	
COMMScope TECH FINANCE L	300,000.00	274,046.40	
COMPASS MINERALS INTERNA	175,000.00	170,745.55	
CONNECT FINCO SARL/CONNE	600,000.00	556,929.00	
CONSOL ENERGY INC	250,000.00	218,932.17	
CONSOLIDATED ENERGY FIN	150,000.00	136,900.50	
CONSTELLUM NV	250,000.00	228,618.12	
COOKE OMEGA/ALPHA VESSEL	325,000.00	326,421.06	
CRC ESCROW ISSUER LLC	650,000.00	555,184.50	
CREDIT ACCEPTANC	125,000.00	126,452.02	
CREDIT ACCEPTANC	150,000.00	151,837.50	
CREDIT SUISSE GROUP AG	200,000.00	195,328.80	
CRESTWOOD MID PARTNER LP	525,000.00	411,031.26	
CRESTWOOD MID PARTNER LP	250,000.00	178,593.12	
CRESTWOOD MIDSTREAM PART	300,000.00	249,531.36	
CROWNROCK LP/CROWNROCK F	500,000.00	346,406.25	
CSC HOLDINGS LLC	400,000.00	428,312.80	
CSC HOLDINGS LLC	300,000.00	308,438.25	
CSC HOLDINGS LLC	1,000,000.00	999,025.00	
CSC HOLDINGS LLC	600,000.00	642,741.00	
CSC HOLDINGS LLC	875,000.00	887,018.12	
CSTN MERGER SUB INC	300,000.00	271,125.00	

CSVC ACQUISITION CORP	375,000.00	151,631.25
DAE FUNDING LLC	325,000.00	329,463.87
DAE FUNDING LLC	375,000.00	367,256.25
DAE FUNDING LLC	600,000.00	587,812.50
DANA INC	125,000.00	114,819.83
DARLING INGREDIENTS INC	100,000.00	99,527.50
DAVITA HEALTHCARE PARTNE	350,000.00	348,869.92
DAVITA HEALTHCARE PARTNE	225,000.00	227,371.05
DCP MIDSTREAM OPERATING	475,000.00	388,164.77
DCP MIDSTREAM OPERATING	375,000.00	264,913.12
DELEK LOGISTICS PARTNERS	175,000.00	168,656.25
DELL INT LLC/EMC CORP	25,000.00	26,083.43
DENBURY RESOURCES INC	292,000.00	130,853.23
DIAMOND OFFSHORE DRILL	175,000.00	75,031.25
DIAMOND SPORTS GR/DIAMON	475,000.00	369,014.43
DIAMOND SPORTS GR/DIAMON	425,000.00	264,037.62
DIGICEL LIMITED	525,000.00	378,326.81
DISH DBS CORP	300,000.00	298,718.61
DISH DBS CORP	150,000.00	142,205.11
DISH DBS CORP	400,000.00	384,908.48
DISH DBS CORP	325,000.00	319,401.87
DONNELLEY FINANCIAL SOL	775,000.00	746,935.31
DOWNSTREAM DEVELOPMENT	175,000.00	177,406.25
DRAX FINCO PLC	400,000.00	401,690.00
EAGLE INT GLO/RUYI US FI	425,000.00	282,093.75
EG GLOBAL FINANCE PLC	200,000.00	178,247.00
EG GLOBAL FINANCE PLC	200,000.00	186,747.00
ELDORADA RESORTS INC	850,000.00	851,062.50
ELDORADO RESORTS INC	150,000.00	152,530.87
EMBARQ CORP	350,000.00	361,155.37
EMC CORP	134,000.00	133,540.54
ENDEAVOR ENERGY RESOURCE	200,000.00	144,449.50
ENERGIZER GAMMA ACQ INC	75,000.00	75,787.87
ENERGIZER HOLDINGS INC	200,000.00	206,450.00
ENERGIZER SPINCO INC	275,000.00	276,847.45
ENERSYS	125,000.00	121,647.96
ENLINK MIDSTREAM LLC	200,000.00	118,747.00
ENLINK MIDSTREAM PARTNER	580,000.00	352,423.95
ENLINK MIDSTREAM PARTNER	225,000.00	97,733.81
ENPRO INDUSTRIES INC	150,000.00	158,601.91
ENSIGN DRILLING INC	550,000.00	243,526.25
ENTERPRISE DEVELOP AUTH	750,000.00	839,054.62
EQUINIX INC	150,000.00	156,426.37

ESH HOSPITALITY INC	395,000.00	343,834.86	
ESH HOSPITALITY INC	125,000.00	103,958.12	
EW SCRIPPS CO	175,000.00	171,281.25	
EXELA INTERMED/EXELA FIN	450,000.00	118,687.50	
EXTERRAN NRG SOLUTIONS/F	275,000.00	221,031.25	
FAIRSTONE FINANCIAL INC	325,000.00	329,463.87	
FELCOR LODGING LP	525,000.00	527,214.45	
FERRELLGAS LP/FERRELLGAS	175,000.00	147,765.18	
FERRELLGAS LP/FERRELLGAS	250,000.00	206,054.50	
FINANCIAL & RISK US HOLD	200,000.00	212,012.64	
FIRST QUANTUM MINERALS L	200,000.00	178,770.00	
FIRST QUANTUM MINERALS L	400,000.00	345,500.00	
FIRST QUANTUM MINERALS L	200,000.00	172,250.00	
FIRST QUANTUM MINERALS L	200,000.00	168,034.00	
FIRSTCASH INC	125,000.00	127,031.25	
FIVE POINT OP CO LP/FIVE	125,000.00	107,189.06	
FORESTAR GROUP INC	325,000.00	344,267.62	
FORESTAR GROUP INC	125,000.00	116,687.18	
FORTRESS TRANS & INFRAST	50,000.00	50,343.62	
FORTRESS TRANS & INFRAST	200,000.00	199,247.00	
FOXTROT ESCROW ISSUER	225,000.00	198,538.31	
FREEPORT-MCMORAN C & G	500,000.00	447,586.25	
FREEPORT-MCMORAN INC	325,000.00	312,998.14	
FREEPORT-MCMORAN INC	350,000.00	310,844.62	
FREEPORT-MCMORAN INC	400,000.00	347,683.00	
FRONT RANGE BIDCO INC	375,000.00	356,127.18	
FRONTDOOR INC	125,000.00	131,085.93	
FRONTIER COMMUNICATIONS	275,000.00	264,734.25	
FRONTIER COMMUNICATIONS	300,000.00	296,903.01	
FTS INTERNATIONAL INC	700,000.00	276,935.75	
GARDA WORLD SECURITY	150,000.00	138,509.02	
GCI LLC	125,000.00	131,091.87	
GCP APPLIED TECHNOLOGIES	100,000.00	101,487.50	
GENESIS ENERGY LP/FIN	125,000.00	86,685.46	
GENWORTH HOLDINGS INC	750,000.00	703,113.75	
GEO GROUP INC/THE	250,000.00	206,093.12	
GFL ENVIRONMENTAL INC	50,000.00	50,924.18	
GLP CAPITAL LP / FIN II	100,000.00	106,937.25	
GO DADDY OPCO/FINCO	200,000.00	202,375.00	
GOLDMAN SACHS GROUP INC	325,000.00	305,725.87	
GRAHAM HOLDINGS CO	200,000.00	203,532.50	
GRAPHIC PACKAGING INTERN	100,000.00	106,187.50	

GRAY ESCROW INC	875,000.00	901,031.25
GRAY TELEVISION INC	350,000.00	341,569.37
GRAY TELEVISION INC	875,000.00	857,740.62
GREIF INC	175,000.00	183,706.25
GREYSTAR REAL ESTATE PAR	225,000.00	213,257.81
GRIFFON CORPORATION	325,000.00	308,124.37
GRINDING MED/MC GRINDING	325,000.00	302,410.22
GROUP 1 AUTOMOTIVE INC	725,000.00	719,107.56
GROUP 1 AUTOMOTIVE INC	150,000.00	153,287.70
GULFPORT ENERGY CORP	125,000.00	33,276.56
GULFPORT ENERGY CORP	650,000.00	172,723.65
GULFPORT ENERGY CORP	175,000.00	47,997.46
H&E EQUIPMENT SERVICES	300,000.00	281,685.00
HALYARD HEALTH INC	200,000.00	197,250.00
HARLAND CLARKE HOLDINGS	525,000.00	403,920.56
HAT HOLDINGS I LLC/HAT	275,000.00	275,339.62
HCA INC	720,000.00	766,275.26
HCA INC	500,000.00	534,685.60
HCA INC	450,000.00	488,598.75
HCA INC	600,000.00	649,123.50
HCA INC	1,175,000.00	1,304,831.62
HCA INC	275,000.00	264,510.59
HEALTHSOUTH CORP	233,000.00	233,412.68
HECLA MINING CO	425,000.00	424,150.00
HERTZ CORP	625,000.00	446,015.62
HERTZ CORP	475,000.00	337,546.87
HESS MIDSTREAM	675,000.00	511,126.87
HESS MIDSTREAM PARTNERS	275,000.00	218,208.01
HEXION INC	375,000.00	352,264.68
HILL-ROM HOLDINGS INC	100,000.00	100,542.50
HILTON DOMESTIC OPERATIN	750,000.00	703,027.50
HJ HEINZ CO	650,000.00	644,998.43
HOLLY NRG PRTNR/FIN CORP	175,000.00	157,234.64
HORIZON PHARMA USA INC	200,000.00	205,375.00
HUDBAY MINERALS INC	100,000.00	93,378.75
HUDBAY MINERALS INC	150,000.00	131,443.12
HUGHES SATELLITE SYSTEMS	250,000.00	254,912.50
HUGHES SATELLITE SYSTEMS	700,000.00	712,232.50
HUGHES SATELLITE SYSTEMS	475,000.00	481,068.12
HUNT COS INC	300,000.00	264,654.75
IAA SPINCO INC	150,000.00	150,656.25
IAMGOLD CORP	250,000.00	240,987.50
ICAHN ENTERPRISES/FIN	275,000.00	275,546.56

ICAHN ENTERPRISES/FIN	675,000.00	667,372.50	
ICAHN ENTERPRISES/FIN	125,000.00	120,743.75	
ICAHN ENTERPRISES/FIN	525,000.00	511,745.06	
ICAHN ENTERPRISES/FIN	450,000.00	421,755.16	
IHEARTCOMMUNICATIONS INC	100,000.00	102,212.75	
IHEARTCOMMUNICATIONS INC	175,000.00	173,578.12	
IHEARTCOMMUNICATIONS INC	225,000.00	221,976.83	
ILFC E-CAPITAL TRUST I	300,000.00	210,523.50	
INCEPTION MRGR/RACKSPACE	413,000.00	391,818.26	
INDIGO NATURAL RES LLC	150,000.00	114,280.87	
INEOS GROUP HOLDINGS SA	200,000.00	182,939.50	
INSTALLED BUILDING PRODU	50,000.00	53,093.75	
IQVIA INC	150,000.00	153,333.18	
IRON MOUNTAIN INC	325,000.00	313,699.75	
IRON MOUNTAIN INC	275,000.00	262,013.12	
J2 CLOUD LLC/GLOBAL INC	875,000.00	887,031.25	
JACOBS ENTERTAINMENT INC	550,000.00	557,583.12	
JAGGED PEAK ENERGY LLC	200,000.00	146,074.00	
JAMES HARDIE INTL FIN	200,000.00	200,550.50	
JBS INVESTMENTS II GMBH	200,000.00	201,266.44	
JEFFERIES FIN LLC / JFIN	200,000.00	202,375.00	
JELD-WEN INC	100,000.00	96,375.00	
JPMORGAN CHASE & CO	150,000.00	135,648.00	
JPMORGAN CHASE & CO	275,000.00	289,284.87	
JPMORGAN CHASE & CO	150,000.00	149,354.25	
JPMORGAN CHASE & CO	525,000.00	472,103.62	
KAISER ALUMINUM CORP	175,000.00	167,734.64	
KAR AUCTION SERVICES INC	325,000.00	317,687.50	
KB HOME	175,000.00	181,890.18	
KB HOME	50,000.00	54,213.56	
KB HOME	150,000.00	169,087.50	
KEHE DISTRIBUTORS LLC/FI	125,000.00	130,466.87	
KENNEDY-WILSON INC	765,000.00	757,830.03	
KFC HLD/PIZZA HUT/TACO	300,000.00	294,555.00	
KINROSS GOLD CORP	125,000.00	127,890.93	
KIRS MIDCO 3 PLC	600,000.00	558,924.00	
KORN/FERRY INTERNATIONAL	125,000.00	120,756.71	
KRAFT FOODS INC	75,000.00	88,542.06	
KRAFT HEINZ FOODS CO	50,000.00	51,799.82	
KRAFT HEINZ FOODS CO	125,000.00	122,225.50	
KRAFT HEINZ FOODS CO	125,000.00	131,598.13	
KRAFT HEINZ FOODS CO	250,000.00	224,452.85	

KRAFT HEINZ FOODS CO	400,000.00	460,063.27
KRAFT HEINZ FOODS CO	850,000.00	769,358.02
KRAFT HEINZ FOODS CO	325,000.00	311,342.15
KRATON POLYMERS LLC/CAP	275,000.00	254,196.25
L BRANDS INC	200,000.00	174,250.00
L BRANDS INC	250,000.00	237,968.75
L BRANDS INC	525,000.00	474,795.55
LADDER CAP FIN LLLP/CORP	225,000.00	222,603.75
LADDER CAP FIN LLLP/CORP	650,000.00	610,014.40
LAMAR MEDIA CORP	75,000.00	76,541.62
LAMAR MEDIA CORP	225,000.00	222,946.87
LAMAR MEDIA CORP	150,000.00	149,756.25
LAREDO PETROLEUM INC	250,000.00	100,170.92
LCPR SR SECURED FIN DAC	200,000.00	202,747.00
LENNAR CORP	100,000.00	102,435.00
LENNAR CORP	250,000.00	250,973.12
LENNAR CORP	250,000.00	251,093.12
LEVEL 3 FINANCING INC	500,000.00	494,063.75
LEVEL 3 FINANCING INC	325,000.00	322,714.60
LHMC FINCO SARL	200,000.00	203,939.20
LIFEPOINT HEALTH INC	100,000.00	96,312.75
LIONS GATE CAPITAL HOLD	200,000.00	181,555.00
LIONS GATE CAPITAL HOLD	625,000.00	591,242.18
LITHIA MOTORS INC	100,000.00	101,375.00
LITHIA MOTORS INC	75,000.00	74,136.27
LIVE NATION ENTERTAINMEN	200,000.00	178,034.00
LIVE NATION ENTERTAINMEN	275,000.00	248,015.62
MAGNOLIA OIL GAS/MAG FIN	200,000.00	130,525.00
MALLINCKRODT FIN/SB	175,000.00	83,015.18
MANITOWOC COMPANY INC	100,000.00	101,224.80
MARRIOTT OWNERSHIP RESOR	425,000.00	403,381.22
MARRIOTT OWNERSHIP RESOR	100,000.00	85,903.50
MASONITE INTERNATIONAL C	100,000.00	101,262.82
MASONITE INTERNATIONAL C	250,000.00	252,893.75
MATADOR RESOURCES CO	150,000.00	63,472.87
MATCH GROUP INC	150,000.00	154,837.50
MATTAMY GROUP CORP	250,000.00	224,481.87
MATTEL INC	300,000.00	288,375.00
MATTEL INC	100,000.00	96,316.42
MATTEL INC	100,000.00	80,562.24
MATTHEWS INTERNATIONAL C	425,000.00	405,216.25
MEDNAX INC	150,000.00	135,200.95
MEG ENERGY CORP	325,000.00	197,117.76

MERCER INTL INC	100,000.00	93,529.75	
MERCER INTL INC	150,000.00	124,509.00	
MERITAGE HOMES CORP	225,000.00	238,358.81	
MERITAGE HOMES CORP	325,000.00	342,620.85	
MERLIN ENTERTAINMENTS PL	350,000.00	302,809.50	
MGIC INVESTMENT CORP	275,000.00	287,072.50	
MGM GROWTH/MGM FINANCE	1,150,000.00	1,128,420.25	
MGM RESORTS INTL	394,000.00	367,527.53	
MGM RESORTS INTL	686,000.00	647,402.21	
MICHAELS STORES INC	75,000.00	54,335.62	
MIDCONTINENT COMM & FIN	125,000.00	127,109.37	
MINERAL RESOURCES LTD	275,000.00	272,786.25	
MOSS CREEK RESOURCES HLD	550,000.00	184,014.16	
MOSS CREEK RESOURCES HLD	350,000.00	109,994.92	
MOTION BONDCO DAC	400,000.00	360,000.00	
MOUNTAIN PROVINCE DIAMON	100,000.00	90,375.00	
MPT OPER PARTNERSP/FINL	225,000.00	230,449.05	
MPT OPER PARTNERSP/FINL	275,000.00	274,652.12	
MRT MID PART/MRT MID FIN	380,000.00	303,288.45	
MTS SYSTEMS CORP	75,000.00	72,220.31	
MUELLER WATER PRODUCTS	375,000.00	375,998.43	
MURPHY OIL CORP	300,000.00	214,007.22	
MURPHY OIL CORP	275,000.00	185,968.75	
MURPHY OIL CORP	375,000.00	230,084.51	
MURPHY OIL USA INC	100,000.00	99,968.50	
NABORS INDUSTRIES INC	175,000.00	47,997.46	
NATHAN'S FAMOUS INC	100,000.00	99,500.00	
NATIONSTAR MTG	175,000.00	174,712.91	
NATIONSTAR MTG	175,000.00	179,682.91	
NATIONSTAR MTG HLD INC	100,000.00	96,605.37	
NAVIENT CORP	50,000.00	49,992.37	
NAVIENT CORP	250,000.00	249,307.50	
NAVIENT CORP	100,000.00	101,312.75	
NAVIENT CORP	800,000.00	764,502.00	
NAVIENT CORP	225,000.00	223,116.75	
NAVIENT CORP	200,000.00	200,532.50	
NAVIENT CORP	50,000.00	45,719.05	
NCR CORP	175,000.00	170,497.46	
NCR CORP	700,000.00	714,364.84	
NCR CORP	275,000.00	274,388.12	
NCR CORP	50,000.00	50,343.75	
NETFLIX INC	250,000.00	257,867.80	

NETFLIX INC	900,000.00	940,403.25
NETFLIX INC	200,000.00	219,375.00
NETFLIX INC	600,000.00	678,741.00
NETFLIX INC	375,000.00	400,718.32
NETFLIX INC	175,000.00	183,203.12
NEW ENTERPRISE STONE & L	625,000.00	650,703.12
NEWELL RUBBERMAID INC	525,000.00	524,763.96
NEWELL RUBBERMAID INC	300,000.00	316,375.23
NEWELL RUBBERMAID INC	150,000.00	156,005.37
NEWMARK GROUP INC	150,000.00	155,642.77
NEXSTAR ESCROW INC	475,000.00	460,453.12
NEXTERA ENERGY OPERATING	250,000.00	247,808.75
NEXTERA ENERGY OPERATING	350,000.00	339,841.25
NIelsen FINANCE LLC/CO	1,025,000.00	1,006,419.31
NINE ENERGY SERVICE INC	100,000.00	34,228.35
NORTHWEST ACQ/DOMINION	100,000.00	60,437.25
NOVA CHEMICALS CORP	400,000.00	365,500.00
NOVA CHEMICALS CORP	375,000.00	319,790.62
NOVELIS CORP	475,000.00	449,173.06
NOVELIS CORP	475,000.00	438,749.75
NRG ENERGY INC	500,000.00	507,637.50
NRG ENERGY INC	150,000.00	151,425.75
NUFARM AUSTRALIA/AMERICA	225,000.00	209,850.75
NUSTAR LOGISTICS LP	150,000.00	126,769.87
NWH ESCROW CORP	300,000.00	132,000.00
OASIS PETROLEUM INC	700,000.00	184,779.84
OCI NV	200,000.00	195,000.00
OLIN CORP	200,000.00	178,875.00
OLIN CORP	175,000.00	154,609.00
OPEN TEXT CORP	175,000.00	178,233.12
OPEN TEXT CORP	250,000.00	238,343.75
OPEN TEXT HOLDINGS INC	250,000.00	240,063.75
OUTFRONT MEDIA CAP LLC/C	250,000.00	250,548.75
OUTFRONT MEDIA CAP LLC/C	150,000.00	146,531.25
OWENS-BROCKWAY	800,000.00	819,498.00
OWENS-BROCKWAY	350,000.00	361,976.30
OWENS-BROCKWAY	400,000.00	421,687.20
OXFORD FIN LLC/CO- ISS II	100,000.00	101,499.00
PAR PHARMACEUTICAL INC	425,000.00	431,108.31
PARAMOUNT RESOURCES LTD	300,000.00	247,265.40
PARK-OHIO INDUSTRIES INC	400,000.00	389,110.00
PARKLAND FUEL CORP	200,000.00	191,039.00
PARSLEY ENERGY LLC/FINAN	175,000.00	131,871.25

PARSLEY ENERGY LLC/FINAN	175,000.00	127,141.87	
PARSLEY ENERGY LLC/FINAN	200,000.00	140,627.58	
PATRICK INDUSTRIES INC	275,000.00	286,515.62	
PATTERN ENERGY GROUP INC	175,000.00	176,975.31	
PBF HOLDING CO LLC	125,000.00	92,935.46	
PBF LOGISTICS LP/FINANCE	750,000.00	697,614.37	
PDC ENERGY INC	325,000.00	235,230.93	
PERFORMANCE FOOD GROUP I	400,000.00	399,748.99	
PGT ESCROW ISSUER INC	175,000.00	181,584.37	
PILGRIM'S PRIDE CORP	275,000.00	277,549.58	
PILGRIM'S PRIDE CORP	600,000.00	605,835.00	
PLASTIPAK HOLDINGS INC	125,000.00	101,368.75	
POST HOLDINGS INC	525,000.00	521,206.87	
POST HOLDINGS INC	450,000.00	447,525.00	
POST HOLDINGS INC	375,000.00	376,032.18	
POST HOLDINGS INC	200,000.00	194,625.50	
PRECISION DRILLING CORP	150,000.00	89,172.18	
PRESIDIO HOLDING INC	150,000.00	148,020.93	
PRESTIGE BRANDS INC	300,000.00	301,932.36	
PRIME SECSRVC BRW/FINANC	150,000.00	149,789.25	
PRIME SECSRVC BRW/FINANC	125,000.00	115,435.46	
PTC INC	150,000.00	147,239.25	
PTC INC	100,000.00	97,837.50	
QORVO INC	400,000.00	407,537.16	
QORVO INC	125,000.00	124,920.00	
QTS LP/FINANCE	225,000.00	224,763.75	
QUEBECOR MEDIA INC	250,000.00	256,507.17	
RADIAN GROUP INC	225,000.00	230,429.25	
RADIAN GROUP INC	100,000.00	103,375.50	
RANGE RESOURCES CORP	66,000.00	46,653.58	
RANGE RESOURCES CORP	75,000.00	56,159.06	
RANGE RESOURCES CORP	225,000.00	162,000.56	
REALOGY GROUP/CO-ISSUER	300,000.00	288,938.25	
REALOGY GROUP/CO-ISSUER	425,000.00	377,917.65	
REALOGY GROUP/CO-ISSUER	100,000.00	90,187.25	
RESIDEO FUNDING INC	125,000.00	121,328.43	
ROYAL BK SCOTLND GRP PLC	800,000.00	740,228.00	
SANJEL CORP ZCPN	15,000.00	0.00	
SBA COMMUNICATIONS CORP	400,000.00	392,324.00	
SBA COMMUNICATIONS CORP	200,000.00	201,220.00	
SBA COMMUNICATIONS CORP	550,000.00	539,057.03	
SCHWEITZER-MAUDUIT INTL	175,000.00	185,055.41	

SCIENCE APPLICATIONS INT	150,000.00	149,344.12
SCOTTS MIRACLE-GRO CO	175,000.00	176,202.68
SEALED AIR CORP	375,000.00	395,351.70
SEALED AIR CORP	225,000.00	221,435.70
SELECT MEDICAL CORP	275,000.00	272,353.12
SENSATA TECH UK FIN CO	689,000.00	697,801.97
SERVICE CORP INTL	875,000.00	948,825.93
SERVICE CORP INTL	125,000.00	130,859.37
SESI LLC	50,000.00	30,213.56
SESI LLC	125,000.00	40,543.75
SEVEN GENERATIONS ENERGY	275,000.00	175,742.18
SHEA HOMES LP/FNDG CP	150,000.00	142,596.70
SINCLAIR TELEVISION GROU	150,000.00	149,291.25
SINCLAIR TELEVISION GROU	375,000.00	340,415.62
SINCLAIR TELEVISION GROU	125,000.00	117,622.96
SIRIUS XM RADIO INC	175,000.00	171,176.25
SIRIUS XM RADIO INC	300,000.00	299,575.50
SIRIUS XM RADIO INC	175,000.00	177,235.62
SIRIUS XM RADIO INC	775,000.00	799,672.12
SLM CORP	167,000.00	166,557.86
SLM CORP	400,000.00	388,749.00
SLM CORP	90,000.00	74,713.72
SM ENERGY CO	950,000.00	332,238.75
SONIC AUTOMOTIVE INC	200,000.00	202,555.00
SOTHEBY'S	200,000.00	174,345.00
SOUTHWESTERN ENERGY CO	271,000.00	176,868.82
SPCM SA	400,000.00	389,505.00
SPECTRUM BRANDS INC	175,000.00	167,672.31
SPECTRUM BRANDS INC	75,000.00	71,390.62
SPEEDWAY MOT/SPEEDWAY FD	100,000.00	93,373.50
SPRINGLEAF FINANCE CORP	150,000.00	149,853.75
SPRINGLEAF FINANCE CORP	500,000.00	507,505.50
SPRINGLEAF FINANCE CORP	800,000.00	802,992.16
SPRINGLEAF FINANCE CORP	200,000.00	202,375.00
SPRINGLEAF FINANCE CORP	450,000.00	421,226.41
SPRINT CAPITAL CORP	325,000.00	381,047.87
SPRINT CAPITAL CORP	1,200,000.00	1,619,125.44
SPRINT COMMUNICATIONS	225,000.00	252,983.81
SPRINT COMMUNICATIONS	350,000.00	366,724.96
SPRINT CORP	500,000.00	515,137.50
SPRINT CORP	150,000.00	163,234.30
SPRINT CORP	550,000.00	594,699.16
SPRINT CORP	125,000.00	142,483.75

SPRINT NEXTEL CORP	375,000.00	376,170.93	
SPX FLOW INC	125,000.00	124,862.50	
SPX FLOW INC	400,000.00	409,110.00	
SS&C TECHNOLOGIES INC	625,000.00	641,240.62	
STANDARD INDUSTRIES INC	775,000.00	760,036.68	
STAPLES INC	650,000.00	618,717.12	
STAPLES INC	500,000.00	444,367.50	
STAR MERGER SUB INC	200,000.00	211,821.00	
STATION CASINOS LLC	125,000.00	103,593.75	
STEVENS HOLDING CO INC	100,000.00	102,131.31	
SUBURBAN PROPANE PARTNRS	250,000.00	247,431.87	
SUMMIT MATERIALS LLC/FIN	825,000.00	805,406.25	
SUMMIT MATERIALS LLC/FIN	100,000.00	98,225.00	
SUMMIT MID HLDS LLC / FI	25,000.00	12,609.31	
SUMMIT MID HLDS LLC / FI	100,000.00	30,177.00	
SUMMIT MIDSTREAM PARTNER	75,000.00	36,036.75	
SUNOCO LP/FINANCE CORP	275,000.00	248,448.75	
SUNOCO LP/FINANCE CORP	475,000.00	389,609.25	
SUNOCO LP/FINANCE CORP	300,000.00	258,832.50	
SUPERIOR PLUS/GEN PRTNR	75,000.00	75,552.37	
T-MOBILE USA INC	125,000.00	126,331.25	
T-MOBILE USA INC	425,000.00	425,752.76	
T-MOBILE USA INC	125,000.00	124,735.93	
T-MOBILE USA INC	275,000.00	269,791.58	
T-MOBILE USA INC	475,000.00	474,316.00	
TALEN ENERGY SUPPLY LLC	275,000.00	228,851.56	
TALEN ENERGY SUPPLY LLC	625,000.00	610,209.37	
TALEN ENERGY SUPPLY LLC	125,000.00	115,954.68	
TALLGRASS NRG PRTNR/FIN	200,000.00	151,398.20	
TALLGRASS NRG PRTNR/FIN	150,000.00	112,594.12	
TARGA RESOURCES PARTNERS	200,000.00	158,063.50	
TARGA RESOURCES PARTNERS	400,000.00	327,757.00	
TARGA RESOURCES PARTNERS	100,000.00	83,626.50	
TARGA RESOURCES PARTNERS	400,000.00	315,341.00	
TARGA RESOURCES PARTNERS	200,000.00	163,753.00	
TARGA RESOURCES PARTNERS	175,000.00	133,622.77	
TASEKO MINES LTD	375,000.00	309,139.68	
TAYLOR MORRISON	150,000.00	151,647.55	
TAYLOR MORRISON	225,000.00	214,533.83	
TAYLOR MORRISON	125,000.00	132,689.52	
TAYLOR MORRISON COMM	150,000.00	156,281.25	
TAYLOR MORRISON COMM/MON	225,000.00	233,836.02	

TEGNA INC	475,000.00	451,966.63
TEGNA INC	225,000.00	213,472.12
TELECOM ITALIA CAPITAL	1,125,000.00	1,295,800.29
TELESAT CANADA/TELESAT L	150,000.00	149,397.55
TELESAT CANADA/TELESAT L	325,000.00	325,609.37
TENET HEALTHCARE CORP	500,000.00	483,257.50
TENET HEALTHCARE CORP	125,000.00	122,013.75
TENET HEALTHCARE CORP	125,000.00	120,468.75
TENET HEALTHCARE CORP	275,000.00	273,964.62
TENET HEALTHCARE CORP	350,000.00	352,259.25
TENET HEALTHCARE CORP	775,000.00	762,820.87
TENNANT CO	450,000.00	457,503.75
TENNECO INC	200,000.00	140,374.50
TERRAFORM POWER OPERATIN	225,000.00	225,070.31
TERRAFORM POWER OPERATIN	175,000.00	178,491.68
TERRAFORM POWER OPERATIN	175,000.00	170,818.81
TMS INTERNATIONAL CORP	175,000.00	156,406.25
TOPBUILD ESCROW CORP	200,000.00	204,534.00
TPC GROUP INC	525,000.00	470,539.12
TRANSDIGM INC	725,000.00	720,017.43
TRANSDIGM INC	550,000.00	537,281.25
TRANSDIGM INC	1,200,000.00	1,088,250.00
TRANSMONTAIGE PARTNERS	125,000.00	106,583.75
TRI POINTE GROUP INC	200,000.00	201,555.00
TRI POINTE HOLDINGS INC	100,000.00	101,937.25
TRINSEO OP / TRINSEO FIN	500,000.00	445,625.00
TRIUMPH GROUP INC	525,000.00	470,204.43
TRIVIUM PACKAGING FIN	200,000.00	199,624.50
TRONOX FINANCE PLC	500,000.00	435,475.00
TTM TECHNOLOGIES INC	175,000.00	167,781.25
TWIN RIVER WORLDWIDE HLD	150,000.00	132,281.25
UNITED CONTINENTAL HLDGS	450,000.00	445,217.62
UNITED CONTINENTAL HLDGS	150,000.00	141,187.50
UNITED RENTALS NORTH AM	275,000.00	270,382.75
UNITED RENTALS NORTH AM	350,000.00	352,405.37
UNITED RENTALS NORTH AM	300,000.00	309,370.50
UNITED RENTALS NORTH AM	125,000.00	125,546.56
UNIVAR SOLUTIONS USA INC	175,000.00	167,200.89
UNIVISION COMMUNICATIONS	375,000.00	350,898.26
UNIVISION COMMUNICATIONS	450,000.00	398,577.91
UPC HOLDING BV	723,000.00	714,866.25
US CONCRETE INC	350,000.00	333,976.30
US FOODS INC	700,000.00	687,200.50

USA COM PART/USA COM FIN	200,000.00	140,374.50	
USA COM PART/USA COM FIN	200,000.00	136,390.00	
VALEANT PHARMACEUTICALS	800,000.00	845,000.00	
VENATOR FIN SARL/VENATOR	175,000.00	144,156.25	
VIASAT INC	150,000.00	151,342.86	
VICI PROPERTIES / NOTE	100,000.00	94,844.62	
VICI PROPERTIES / NOTE	150,000.00	143,666.25	
VICI PROPERTIES / NOTE	100,000.00	95,318.37	
VICI PROPERTIES / NOTE	100,000.00	95,453.60	
VICI PROPERTIES / NOTE	100,000.00	92,008.37	
VIDEOTRON LTD	150,000.00	153,469.12	
VIKING CRUISES LTD	75,000.00	58,081.35	
VIPER ENERGY PARTNERS LP	375,000.00	313,648.12	
VIRGIN MEDIA SECURED FIN	1,190,000.00	1,169,921.72	
VIRGIN MEDIA SECURED FIN	750,000.00	756,086.25	
VISTRA OPERATIONS CO LLC	275,000.00	270,507.27	
VISTRA OPERATIONS CO LLC	450,000.00	450,279.45	
VISTRA OPERATIONS CO LLC	500,000.00	497,375.00	
VISTRA OPERATIONS CO LLC	725,000.00	720,921.87	
VIZIENT INC	75,000.00	79,265.62	
VOC ESCROW LTD	75,000.00	60,204.02	
VODAFONE GROUP PLC	925,000.00	975,900.90	
VTR FINANCE BV	180,000.00	171,768.81	
WABASH NATIONAL CORP	125,000.00	119,843.75	
WASTE PRO USA INC	100,000.00	95,656.25	
WEEKLEY HOMES LLC/ FINAN	225,000.00	234,278.88	
WESTERN DIGITAL CORP	100,000.00	98,531.00	
WHITING PETROLEUM CORP	325,000.00	50,138.14	
WILLIAMS SCOTSMAN INTL	450,000.00	447,372.00	
WMG ACQUISITION CORP	325,000.00	327,892.50	
WMG ACQUISITION CORP	125,000.00	129,083.75	
WPX ENERGY INC	525,000.00	474,795.56	
WPX ENERGY INC	150,000.00	105,421.65	
WPX ENERGY INC	150,000.00	106,518.75	
WPX ENERGY INC	275,000.00	183,833.01	
WR GRACE & CO-CONN	225,000.00	224,578.68	
WYNN LAS VEGAS LLC/CORP	275,000.00	227,218.75	
WYNN RESORTS FINANCE LLC	125,000.00	104,216.87	
XPO LOGISTICS INC	350,000.00	339,764.25	
ZIGGO BOND CO BV	690,000.00	685,257.97	
ZIGGO BOND CO BV	200,000.00	189,643.08	
ZIGGO BV	200,000.00	195,041.00	

	小計	銘柄数：725 組入時価比率：94.5%	229,148,000.00	213,136,959.53 (22,786,472,343) 100.0%	
	合計			22,786,472,343 (22,786,472,343)	

(注1)外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	2020年 3月16日現在			
	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
		うち1年超		
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
売建	105,023,000	-	106,890,000	1,867,000
米ドル	105,023,000	-	106,890,000	1,867,000
合計	105,023,000	-	106,890,000	1,867,000

（注）時価の算定方法

1 為替予約取引

1)計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2)計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

ハイブリッド・インカムオープン

2020年4月30日現在

資産総額	1,444,286,127円
負債総額	6,137,477円
純資産総額（ - ）	1,438,148,650円
発行済口数	1,829,202,282口
1口当たり純資産額（ / ）	0.7862円

（参考）海外アクティブ債券マザーファンド

2020年4月30日現在

資産総額	54,454,794,054円
負債総額	13,002,771,560円
純資産総額（ - ）	41,452,022,494円
発行済口数	21,081,736,312口
1口当たり純資産額（ / ）	1.9663円

（参考）ハイ・イールド ボンド オープンマザーファンド

2020年4月30日現在

資産総額	24,344,473,761円
負債総額	590,217,372円
純資産総額（ - ）	23,754,256,389円
発行済口数	3,304,914,992口
1口当たり純資産額（ / ）	7.1876円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換えの事務等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券

から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(5) 受益権の再分割

委託者は、受益権の再分割を行ないません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

2020年4月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数 20,000,000株

発行済株式総数 5,150,693株

過去5年間ににおける主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2)会社の機構

(a)会社の意思決定機構

当社は監査等委員会設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会のほか代表取締役および監査等委員会を設けております。各機関の権限は以下のとおりです。

株主総会

株主により構成され、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更・合併等の重要事項の承認等を行います。

取締役会

取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。また代表取締役等を選任し、取締役の職務の執行を監督します。

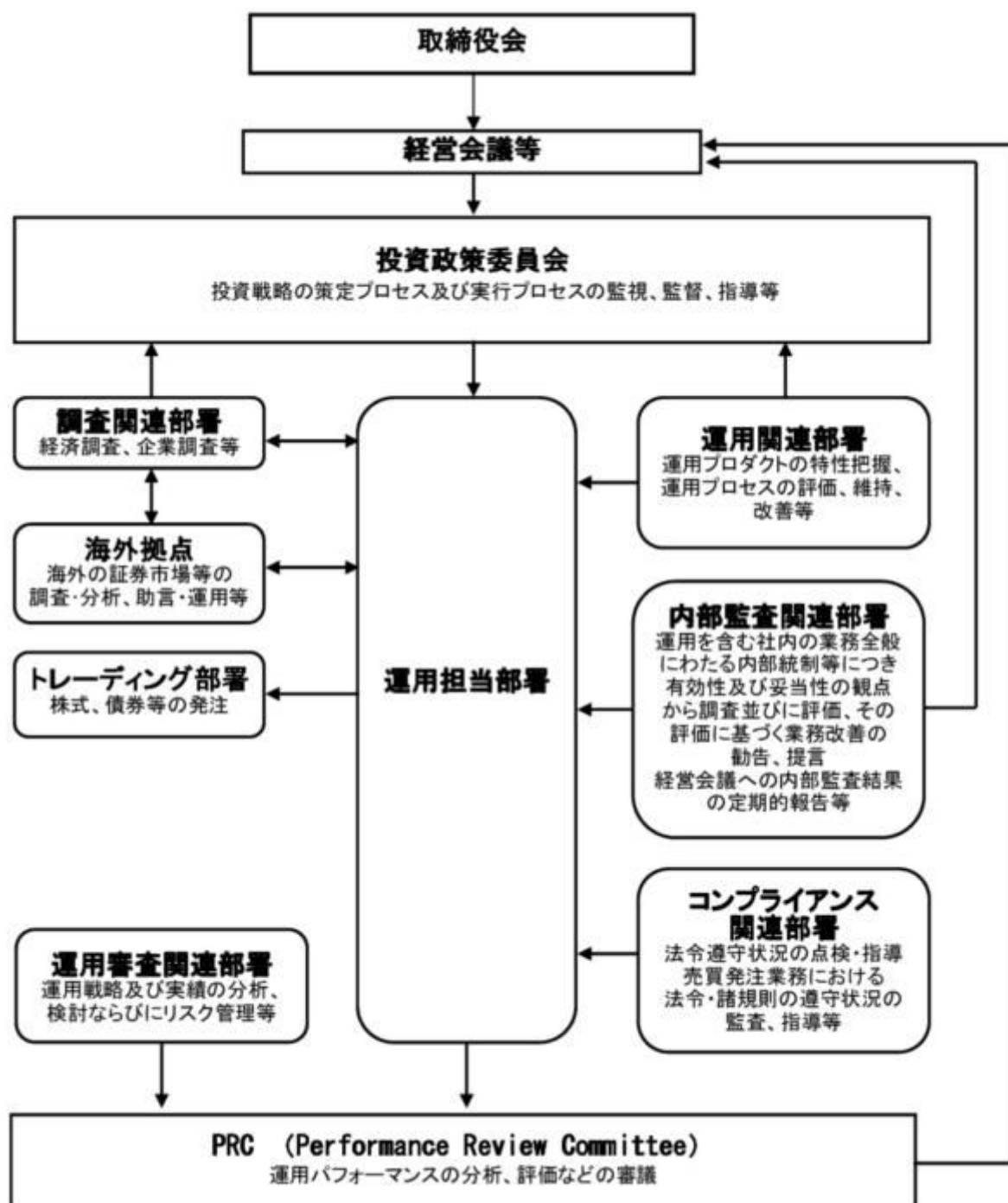
代表取締役・業務執行取締役

代表取締役を含む各業務執行取締役は、当社の業務の執行を行います。代表取締役は当社を代表いたします。また取締役会により委任された一定の事項について、代表取締役を含む業務執行取締役で構成される経営会議が意思決定を行います。なお、当社は執行役員制度を導入しており、経営会議の構成員には執行役員が含まれます。

監査等委員会

監査等委員である取締役3名以上（但し、過半数は社外取締役）で構成され、取締役の職務執行の適法性および妥当性に関する監査を行うとともに、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容や監査等委員である取締役以外の取締役の選任・解任・辞任および報酬等についての監査等委員会としての意見を決定します。

(b)投資信託の運用体制



2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は2020年3月31日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)。

種類	本数	純資産総額(百万円)
----	----	------------

追加型株式投資信託	1,012	26,107,360
単位型株式投資信託	178	816,726
追加型公社債投資信託	14	5,451,259
単位型公社債投資信託	453	1,632,839
合計	1,657	34,008,185

3【委託会社等の経理状況】

1．委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

2．財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

3．委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2018年4月1日から2019年3月31日まで)の財務諸表ならびに中間会計期間(2019年4月1日から2019年9月30日まで)の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査及び中間監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

		前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)
(資産の部)			
流動資産			
現金・預金		919	1,562
金銭の信託		47,936	45,493
有価証券		22,600	19,900
前払金		0	-
前払費用		26	27
未収入金		464	500
未収委託者報酬		24,059	25,246
未収運用受託報酬		6,764	5,933
その他		181	269
貸倒引当金		15	15
流動資産計		102,937	98,917
固定資産			

有形固定資産			874		714
建物	2	348		320	
器具備品	2	525		393	
無形固定資産			7,157		6,438
ソフトウェア		7,156		6,437	
その他		0		0	
投資その他の資産			13,825		18,608
投資有価証券		1,184		1,562	
関係会社株式		9,033		12,631	
従業員長期貸付金		36		-	
長期差入保証金		54		235	
長期前払費用		36		22	
前払年金費用		2,350		2,001	
繰延税金資産		3,074		2,694	
その他		168		168	
貸倒引当金		0		-	
投資損失引当金		-		707	
固定資産計			23,969		25,761
資産合計			126,906		124,679

		前事業年度 (2018年3月31日)		当事業年度 (2019年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
(負債の部)					
流動負債					
預り金			133		145
未払金	1		17,853		16,709
未払収益分配金		1		0	
未払償還金		31		25	
未払手数料		7,884		7,724	
関係会社未払金		7,930		7,422	
その他未払金		2,005		1,535	
未払費用	1		12,441		11,704
未払法人税等			2,241		1,560
前受収益			33		29
賞与引当金			4,626		3,792
流動負債計			37,329		33,942
固定負債					
退職給付引当金			2,938		3,219
時効後支払損引当金			548		558
固定負債計			3,486		3,777
負債合計			40,816		37,720
(純資産の部)					
株主資本			86,078		86,924
資本金			17,180		17,180
資本剰余金			13,729		13,729
資本準備金		11,729		11,729	
その他資本剰余金		2,000		2,000	
利益剰余金			55,168		56,014
利益準備金		685		685	

その他利益剰余金		54,483		55,329	
別途積立金		24,606		24,606	
繰越利益剰余金		29,876		30,723	
評価・換算差額等			11		33
その他有価証券評価差額金			11		33
純資産合計			86,090		86,958
負債・純資産合計			126,906		124,679

(2) 【損益計算書】

		前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)		当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
営業収益					
委託者報酬			115,907		119,196
運用受託報酬			26,200		21,440
その他営業収益			338		355
営業収益計			142,447		140,992
営業費用					
支払手数料			45,252		42,675
広告宣伝費			1,079		1,210
公告費			0		0
調査費			30,516		30,082
調査費		5,830		5,998	
委託調査費		24,685		24,083	
委託計算費			1,376		1,311
営業雑経費			5,464		5,435
通信費		125		92	
印刷費		966		970	
協会費		79		86	
諸経費		4,293		4,286	
営業費用計			83,689		80,715
一般管理費					
給料			11,716		11,113
役員報酬		425		379	
給料・手当		6,856		7,067	
賞与		4,433		3,666	
交際費			132		107
旅費交通費			482		514
租税公課			1,107		1,048
不動産賃借料			1,221		1,223
退職給付費用			1,110		1,474
固定資産減価償却費			2,706		2,835
諸経費			9,131		10,115
一般管理費計			27,609		28,433
営業利益			31,148		31,843

		前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)		当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
営業外収益					
受取配当金	1	4,031		6,538	
受取利息		4		0	
その他		362		424	
営業外収益計			4,398		6,964
営業外費用					
支払利息		2		1	
金銭の信託運用損		312		489	
時効後支払損引当金繰入額		13		43	
為替差損		46		34	
その他		31		17	
営業外費用計			405		585
経常利益			35,141		38,222
特別利益					
投資有価証券等売却益		20		20	
関係会社清算益	3	-		29	
株式報酬受入益		75		85	
特別利益計			95		135
特別損失					
投資有価証券等評価損		2		938	
関係会社株式評価損		-		161	
固定資産除却損	2	58		310	
投資損失引当金繰入額		-		707	
特別損失計			60		2,118
税引前当期純利益			35,176		36,239
法人税、住民税及び事業税			10,775		10,196
法人税等調整額			439		370
当期純利益			24,840		25,672

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2017年4月 1 日 至 2018年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								株 主 資 本 合 計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資 本 準備金	その他 資 本 剰余金	資 本 剰余金 合 計	利 益 準備金	その他利益剰余金		利 益 剰余金 合 計	
						別 途 積立金	繰 越 利 益 剰余金		
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	30,635	55,927	86,837

当期変動額									
剰余金の配当							25,598	25,598	25,598
当期純利益							24,840	24,840	24,840
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	758	758	758
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	29,876	55,168	86,078

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	41	41	86,878
当期変動額			
剰余金の配当			25,598
当期純利益			24,840
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	29	29	29
当期変動額合計	29	29	788
当期末残高	11	11	86,090

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								株 主 資 本 合 計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			利 益 剰余金 合 計	
		資 本 準備金	その他 資 本 剰余金	資 本 剰余金 合 計	利 益 準備金	その他利益剰余金			
						別 途 積立金	繰 越 利 益 剰余金		
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	29,876	55,168	86,078
当期変動額									
剰余金の配当							24,826	24,826	24,826
当期純利益							25,672	25,672	25,672
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	846	846	846
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	30,723	56,014	86,924

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	11	11	86,090
当期変動額			
剰余金の配当			24,826
当期純利益			25,672
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	21	21	21
当期変動額合計	21	21	868
当期末残高	33	33	86,958

[重要な会計方針]

1．有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 ... 移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 時価のあるもの ... 決算期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。) 時価のないもの ... 移動平均法による原価法
2．金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
3．固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下の通りであります。 建物 38～50年 附属設備 8～15年 構築物 20年 器具備品 4～15年 (2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。
4．引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。

5. 消費税等の会計処理方法 6. 連結納税制度の適用	(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企业年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 確定給付型企业年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び確定給付型企业年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。 (4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。 (5) 投資損失引当金 子会社等に対する投資に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案して必要額を計上しております。 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当期の費用として処理しております。 連結納税制度を適用しております。
---	--

【未適用の会計基準等】

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 平成30年3月30日）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日）

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

【表示方法の変更に関する注記】

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当事業年度の期

首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」2,111百万円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」3,074百万円に含めて表示しております。

[注記事項]

貸借対照表関係

前事業年度末 (2018年3月31日)	当事業年度末 (2019年3月31日)
1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払費用 1,781百万円	1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払費用 1,434百万円
2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 708百万円 器具備品 3,491 合計 4,200	2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 736百万円 器具備品 3,106 合計 3,842

損益計算書関係

前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 4,026百万円 支払利息 2	1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 6,531百万円 支払利息 1
2. 固定資産除却損 建物 4百万円 器具備品 0 ソ フ ト ウ エ 53 ア 合計 58	2. 固定資産除却損 建物 -百万円 器具備品 3 ソ フ ト ウ エ 307 ア 合計 310
	3. 関係会社清算益 関係会社清算益は、関係会社の清算にともなう清算配当です。

株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	-	-	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2017年5月12日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	25,598百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	4,970円
基準日	2017年3月31日
効力発生日	2017年6月23日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2018年5月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	24,826百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	4,820円
基準日	2018年3月31日
効力発生日	2018年6月25日

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	-	-	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2018年5月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	24,826百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	4,820円
基準日	2018年3月31日
効力発生日	2018年6月25日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2019年5月15日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	25,650百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	4,980円
基準日	2019年3月31日
効力発生日	2019年6月28日

金融商品関係

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

（２）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用調査本部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2018年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	919	919	-
(2)金銭の信託	47,936	47,936	-
(3)未収委託者報酬	24,059	24,059	-
(4)未収運用受託報酬	6,764	6,764	-
(5)有価証券及び投資有価証券	22,600	22,600	-

その他有価証券	22,600	22,600	-
資産計	102,279	102,279	-
(6)未払金	17,853	17,853	-
未払収益分配金	1	1	-
未払償還金	31	31	-
未払手数料	7,884	7,884	-
関係会社未払金	7,930	7,930	-
その他未払金	2,005	2,005	-
(7)未払費用	12,441	12,441	-
(8)未払法人税等	2,241	2,241	-
負債計	32,536	32,536	-

注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券

譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 未払金、(7) 未払費用、(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

注2：非上場株式等（貸借対照表計上額：投資有価証券1,184百万円、関係会社株式9,033百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

注3：金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	919	-	-	-
金銭の信託	47,936	-	-	-
未収委託者報酬	24,059	-	-	-
未収運用受託報酬	6,764	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
其他有価証券	22,600	-	-	-
合計	102,279	-	-	-

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用調査本部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約

に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	1,562	1,562	-
(2)金銭の信託	45,493	45,493	-
(3)未収委託者報酬	25,246	25,246	-
(4)未収運用受託報酬	5,933	5,933	-
(5)有価証券及び投資有価証券	19,900	19,900	-
その他有価証券	19,900	19,900	-
資産計	98,136	98,136	-
(6)未払金	16,709	16,709	-
未払収益分配金	0	0	-
未払償還金	25	25	-
未払手数料	7,724	7,724	-
関係会社未払金	7,422	7,422	-
その他未払金	1,535	1,535	-
(7)未払費用	11,704	11,704	-
(8)未払法人税等	1,560	1,560	-
負債計	29,974	29,974	-

注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっており

ます。

(5) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券

譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 未払金、(7) 未払費用、(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

注2：非上場株式等（貸借対照表計上額：投資有価証券1,562百万円、関係会社株式12,631百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。なお、当事業年度において、非上場株式について1,100百万円（投資有価証券938百万円、関係会社株式161百万円）減損処理を行っております。

注3：金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	1,562	-	-	-
金銭の信託	45,493	-	-	-
未収委託者報酬	25,246	-	-	-
未収運用受託報酬	5,933	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券	19,900	-	-	-
合計	98,136	-	-	-

有価証券関係

前事業年度（自 2017年4月 1 日 至 2018年3月31日）

1．売買目的有価証券(2018年3月31日)

該当事項はありません。

2．満期保有目的の債券(2018年3月31日)

該当事項はありません。

３．子会社株式及び関連会社株式(2018年3月31日)

該当事項はありません。

４．その他有価証券(2018年3月31日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	-	-	-
小計	-	-	-
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
譲渡性預金	22,600	22,600	-
小計	22,600	22,600	-
合計	22,600	22,600	-

５．事業年度中に売却したその他有価証券（自 2017年4月 1 日 至 2018年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2018年4月 1 日 至 2019年3月31日）

１．売買目的有価証券(2019年3月31日)

該当事項はありません。

２．満期保有目的の債券(2019年3月31日)

該当事項はありません。

３．子会社株式及び関連会社株式(2019年3月31日)

該当事項はありません。

４．その他有価証券(2019年3月31日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	-	-	-
小計	-	-	-
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			

譲渡性預金	19,900	19,900	-
小計	19,900	19,900	-
合計	19,900	19,900	-

5. 事業年度中に売却したその他有価証券（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

退職給付関係

前事業年度(自 2017年4月 1 日 至 2018年3月31日)	
1. 採用している退職給付制度の概要	
当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。	
2. 確定給付制度	
(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表	
退職給付債務の期首残高	19,546 百万円
勤務費用	929
利息費用	167
数理計算上の差異の発生額	1,415
退職給付の支払額	660
その他	0
退職給付債務の期末残高	21,398
(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表	
年金資産の期首残高	16,572 百万円
期待運用収益	414
数理計算上の差異の発生額	395
事業主からの拠出額	510
退職給付の支払額	518
年金資産の期末残高	17,373
(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表	
積立型制度の退職給付債務	18,163 百万円
年金資産	17,373
	790
非積立型制度の退職給付債務	3,235
未積立退職給付債務	4,025
未認識数理計算上の差異	3,768
未認識過去勤務費用	331
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	588
退職給付引当金	2,938
前払年金費用	2,350
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	588

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	929 百万円
利息費用	167
期待運用収益	414
数理計算上の差異の費用処理額	244
過去勤務費用の費用処理額	40
確定給付制度に係る退職給付費用	887

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	47%
株式	41%
生保一般勘定	12%
その他	0%
合計	100%

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企業年金制度の割引率	0.9%
退職一時金制度の割引率	0.5%
長期期待運用収益率	2.5%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、195百万円でした。

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企業年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	21,398 百万円
勤務費用	951
利息費用	179
数理計算上の差異の発生額	1,672
退職給付の支払額	737
過去勤務費用の発生額	71
その他	15
退職給付債務の期末残高	23,551

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	17,373 百万円
期待運用収益	434
数理計算上の差異の発生額	241
事業主からの拠出額	483
退職給付の支払額	579
年金資産の期末残高	17,469

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金

及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	20,181 百万円
年金資産	17,469

	2,712
--	-------

非積立型制度の退職給付債務	3,369
---------------	-------

未積立退職給付債務	6,082
-----------	-------

未認識数理計算上の差異	5,084
-------------	-------

未認識過去勤務費用	220
-----------	-----

貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,218
----------------------	-------

退職給付引当金	3,219
---------	-------

前払年金費用	2,001
--------	-------

貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,218
----------------------	-------

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	951 百万円
------	---------

利息費用	179
------	-----

期待運用収益	434
--------	-----

数理計算上の差異の費用処理額	598
----------------	-----

過去勤務費用の費用処理額	38
--------------	----

確定給付制度に係る退職給付費用	1,255
-----------------	-------

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	47%
----	-----

株式	41%
----	-----

生保一般勘定	12%
--------	-----

その他	0%
-----	----

合計	100%
----	------

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企业年金制度の割引率	0.7%
-----------------	------

退職一時金制度の割引率	0.4%
-------------	------

長期期待運用収益率	2.5%
-----------	------

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、197百万円でした。

税効果会計関係

前事業年度末 (2018年3月31日)	当事業年度末 (2019年3月31日)
------------------------	------------------------

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 <table> <tr> <td>繰延税金資産</td><td>百万円</td></tr> <tr> <td>賞与引当金</td><td>1,434</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金</td><td>910</td></tr> <tr> <td>投資有価証券評価減</td><td>417</td></tr> <tr> <td>未払事業税</td><td>409</td></tr> <tr> <td>投資損失引当金</td><td>-</td></tr> <tr> <td>ゴルフ会員権評価減</td><td>207</td></tr> <tr> <td>時効後支払損引当金</td><td>169</td></tr> <tr> <td>減価償却超過額</td><td>171</td></tr> <tr> <td>子会社株式売却損</td><td>148</td></tr> <tr> <td>未払社会保険料</td><td>107</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>566</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td><td>4,543</td></tr> <tr> <td>評価性引当額</td><td>735</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td><td>3,808</td></tr> <tr> <td>繰延税金負債</td><td></td></tr> <tr> <td> その他有価証券評価差額金</td><td>5</td></tr> <tr> <td> 前払年金費用</td><td>728</td></tr> <tr> <td>繰延税金負債合計</td><td>733</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額</td><td>3,074</td></tr> </table>	繰延税金資産	百万円	賞与引当金	1,434	退職給付引当金	910	投資有価証券評価減	417	未払事業税	409	投資損失引当金	-	ゴルフ会員権評価減	207	時効後支払損引当金	169	減価償却超過額	171	子会社株式売却損	148	未払社会保険料	107	その他	566	繰延税金資産小計	4,543	評価性引当額	735	繰延税金資産合計	3,808	繰延税金負債		その他有価証券評価差額金	5	前払年金費用	728	繰延税金負債合計	733	繰延税金資産の純額	3,074	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 <table> <tr> <td>繰延税金資産</td><td>百万円</td></tr> <tr> <td>賞与引当金</td><td>1,175</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金</td><td>998</td></tr> <tr> <td>投資有価証券評価減</td><td>708</td></tr> <tr> <td>未払事業税</td><td>288</td></tr> <tr> <td>投資損失引当金</td><td>219</td></tr> <tr> <td>ゴルフ会員権評価減</td><td>192</td></tr> <tr> <td>時効後支払損引当金</td><td>172</td></tr> <tr> <td>減価償却超過額</td><td>171</td></tr> <tr> <td>子会社株式売却損</td><td>148</td></tr> <tr> <td>未払社会保険料</td><td>82</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>466</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td><td>4,625</td></tr> <tr> <td>評価性引当額</td><td>1,295</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td><td>3,329</td></tr> <tr> <td>繰延税金負債</td><td></td></tr> <tr> <td> その他有価証券評価差額金</td><td>15</td></tr> <tr> <td> 前払年金費用</td><td>620</td></tr> <tr> <td>繰延税金負債合計</td><td>635</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額</td><td>2,694</td></tr> </table>	繰延税金資産	百万円	賞与引当金	1,175	退職給付引当金	998	投資有価証券評価減	708	未払事業税	288	投資損失引当金	219	ゴルフ会員権評価減	192	時効後支払損引当金	172	減価償却超過額	171	子会社株式売却損	148	未払社会保険料	82	その他	466	繰延税金資産小計	4,625	評価性引当額	1,295	繰延税金資産合計	3,329	繰延税金負債		その他有価証券評価差額金	15	前払年金費用	620	繰延税金負債合計	635	繰延税金資産の純額	2,694
繰延税金資産	百万円																																																																																
賞与引当金	1,434																																																																																
退職給付引当金	910																																																																																
投資有価証券評価減	417																																																																																
未払事業税	409																																																																																
投資損失引当金	-																																																																																
ゴルフ会員権評価減	207																																																																																
時効後支払損引当金	169																																																																																
減価償却超過額	171																																																																																
子会社株式売却損	148																																																																																
未払社会保険料	107																																																																																
その他	566																																																																																
繰延税金資産小計	4,543																																																																																
評価性引当額	735																																																																																
繰延税金資産合計	3,808																																																																																
繰延税金負債																																																																																	
その他有価証券評価差額金	5																																																																																
前払年金費用	728																																																																																
繰延税金負債合計	733																																																																																
繰延税金資産の純額	3,074																																																																																
繰延税金資産	百万円																																																																																
賞与引当金	1,175																																																																																
退職給付引当金	998																																																																																
投資有価証券評価減	708																																																																																
未払事業税	288																																																																																
投資損失引当金	219																																																																																
ゴルフ会員権評価減	192																																																																																
時効後支払損引当金	172																																																																																
減価償却超過額	171																																																																																
子会社株式売却損	148																																																																																
未払社会保険料	82																																																																																
その他	466																																																																																
繰延税金資産小計	4,625																																																																																
評価性引当額	1,295																																																																																
繰延税金資産合計	3,329																																																																																
繰延税金負債																																																																																	
その他有価証券評価差額金	15																																																																																
前払年金費用	620																																																																																
繰延税金負債合計	635																																																																																
繰延税金資産の純額	2,694																																																																																
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 <table> <tr> <td>法定実効税率</td><td>31.0%</td></tr> <tr> <td>(調整)</td><td></td></tr> <tr> <td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td><td>0.2%</td></tr> <tr> <td>受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td><td>3.4%</td></tr> <tr> <td>タックスヘイブン税制</td><td>1.8%</td></tr> <tr> <td>外国税額控除</td><td>0.2%</td></tr> <tr> <td>外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税</td><td>0.3%</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>0.4%</td></tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td>29.3%</td></tr> </table>	法定実効税率	31.0%	(調整)		交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	3.4%	タックスヘイブン税制	1.8%	外国税額控除	0.2%	外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.3%	その他	0.4%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.3%	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 <table> <tr> <td>法定実効税率</td><td>31.0%</td></tr> <tr> <td>(調整)</td><td></td></tr> <tr> <td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td><td>0.1%</td></tr> <tr> <td>受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td><td>5.6%</td></tr> <tr> <td>タックスヘイブン税制</td><td>2.6%</td></tr> <tr> <td>外国税額控除</td><td>0.6%</td></tr> <tr> <td>外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税</td><td>0.3%</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>1.3%</td></tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td>29.1%</td></tr> </table>	法定実効税率	31.0%	(調整)		交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	5.6%	タックスヘイブン税制	2.6%	外国税額控除	0.6%	外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.3%	その他	1.3%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.1%																																												
法定実効税率	31.0%																																																																																
(調整)																																																																																	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2%																																																																																
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	3.4%																																																																																
タックスヘイブン税制	1.8%																																																																																
外国税額控除	0.2%																																																																																
外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.3%																																																																																
その他	0.4%																																																																																
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.3%																																																																																
法定実効税率	31.0%																																																																																
(調整)																																																																																	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1%																																																																																
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	5.6%																																																																																
タックスヘイブン税制	2.6%																																																																																
外国税額控除	0.6%																																																																																
外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.3%																																																																																
その他	1.3%																																																																																
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.1%																																																																																

セグメント情報等

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

関連当事者情報

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	594,492 (百万円)	持株会社	(被所有) 直接 100%	資産の賃貸借及び購入等 役員の兼任	資金の借入(*1)	3,000	短期借入金	-
							資金の返済	3,000		
							借入金利息の支払	2	未払費用	-

(イ) 子会社等
該当はありません。

(ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社の子会社	野村証券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業	-	当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払（*2）	37,482	未払手数料	6,691

(エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
 (*1) 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
 (*2) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス㈱（東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、
ニューヨーク証券取引所に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	594,492 (百万円)	持株会社	(被所有) 直接 100%	資産の賃貸借及び購入等 役員の兼任	資金の借入（*1）	3,000	短期借入金	-
							資金の返済	3,000		
							借入金利息の支払	1	未払費用	-

(イ) 子会社等

該当はありません。

(ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社の子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業	-	当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払（*2）	34,646	未払手数料	6,410

（エ）役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(* 1) 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(* 2) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

（1）親会社情報

野村ホールディングス㈱（東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

（2）重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

1 株当たり情報

前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)		当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	
1株当たり純資産額	16,714円33銭	1株当たり純資産額	16,882円89銭
1株当たり当期純利益	4,822円68銭	1株当たり当期純利益	4,984円30銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
1株当たり当期純利益の算定上の基礎		1株当たり当期純利益の算定上の基礎	
損益計算書上の当期純利益	24,840百万円	損益計算書上の当期純利益	25,672百万円
普通株式に係る当期純利益	24,840百万円	普通株式に係る当期純利益	25,672百万円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳		普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	
該当事項はありません。		該当事項はありません。	
普通株式の期中平均株式数	5,150,693株	普通株式の期中平均株式数	5,150,693株

中間財務諸表

中間貸借対照表

		2019年9月30日現在
区分	注記 番号	金額(百万円)
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金		2,212
金銭の信託		42,268
有価証券		5,800
未収委託者報酬		25,161
未収運用受託報酬		4,788
その他		957
貸倒引当金		15
流動資産計		81,173
固定資産	1	
有形固定資産		679
無形固定資産		5,940
ソフトウェア		5,939
その他		0
投資その他の資産		17,485
投資有価証券		1,362
関係会社株式		12,869
前払年金費用		1,736
繰延税金資産		2,096
その他		420
投資損失引当金		999
固定資産計		24,105
資産合計		105,278

		2019年9月30日現在
区分	注記 番号	金額(百万円)
(負債の部)		
流動負債		
未払金		11,888
未払収益分配金		0
未払償還金		25
未払手数料		7,472
関係会社未払金		3,649
その他未払金	2	739
未払費用		9,291
未払法人税等		1,661
賞与引当金		2,294
その他		181
流動負債計		25,317
固定負債		
退職給付引当金		3,267
時効後支払損引当金		565
固定負債計		3,832
負債合計		29,150
(純資産の部)		
株主資本		76,122
資本金		17,180
資本剰余金		13,729
資本準備金		11,729
その他資本剰余金		2,000
利益剰余金		45,212
利益準備金		685
その他利益剰余金		44,527
別途積立金		24,606
繰越利益剰余金		19,920
評価・換算差額等		6
その他有価証券評価差額金		6
純資産合計		76,128

負債・純資産合計		105,278
----------	--	---------

中間損益計算書

		自 2019年4月 1日 至 2019年9月30日
区分	注記 番号	金額(百万円)
営業収益		
委託者報酬		58,947
運用受託報酬		8,401
その他営業収益		158
営業収益計		67,507
営業費用		
支払手数料		20,298
調査費		13,552
その他営業費用		3,856
営業費用計		37,706
一般管理費	1	14,394
営業利益		15,406
営業外収益	2	5,561
営業外費用	3	27
経常利益		20,940
特別利益	4	44
特別損失	5	410
税引前中間純利益		20,574
法人税、住民税及び事業税		5,116
法人税等調整額		610
中間純利益		14,847

中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本				
		資本剰余金			利益剰余金
				その他利益剰余金	株 主

	資本金	資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	別途 積立金	繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	資本 合計
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	30,723	56,014	86,924
当中間期変動額									
剰余金の配当							25,650	25,650	25,650
中間純利益							14,847	14,847	14,847
株主資本以外の 項目の当中間期 変動額（純額）									
当中間期変動額 合計	-	-	-	-	-	-	10,802	10,802	10,802
当中間期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	19,920	45,212	76,122

（単位：百万円）

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	33	33	86,958
当中間期変動額			
剰余金の配当			25,650
中間純利益			14,847
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	27	27	27
当中間期変動額合計	27	27	10,830
当中間期末残高	6	6	76,128

[重要な会計方針]

1 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式...移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 時価のあるもの...中間決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。) 時価のないもの...移動平均法による原価法
2 運用目的の金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法によっております。
3 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。 (2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

4 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 賞与の支払に備えるため、支払見込額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企業年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 確定給付型企業年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び確定給付型企業年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。 (4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。 (5) 投資損失引当金 子会社等に対する投資に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案して必要額を計上しております。
5 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。
6 連結納税制度の適用	連結納税制度を適用しております。

[注記事項]

中間貸借対照表関係

2019年9月30日現在	
1 有形固定資産の減価償却累計額	3,881百万円
2 消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他未払金」に含めて表示しております。

中間損益計算書関係

自 2019年4月 1日 至 2019年9月30日	
1 減価償却実施額	
有形固定資産	38百万円
無形固定資産	1,145百万円

2	営業外収益のうち主要なもの		
	受取配当金	4,936百万円	
	金銭信託運用益	433百万円	
3	営業外費用のうち主要なもの		
	時効後支払損引当金繰入	10百万円	
	為替差損	6百万円	
4	特別利益の内訳		
	投資有価証券等売却益	1百万円	
	株式報酬受入益	43百万円	
5	特別損失の内訳		
	投資有価証券等評価損	119百万円	
	投資損失引当金繰入額	291百万円	

中間株主資本等変動計算書関係

自 2019年4月 1日 至 2019年9月30日				
1	発行済株式に関する事項			
	株式の種類	当事業年度期首	増加	減少
	普通株式	5,150,693株	-	-
				当中間会計期間末 5,150,693株
2	配当に関する事項			
	配当金支払額			
	2019年5月15日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。			
	・普通株式の配当に関する事項			
	(1) 配当金の総額		25,650百万円	
	(2) 1株当たり配当額		4,980円	
	(3) 基準日		2019年3月31日	
	(4) 効力発生日		2019年6月28日	

金融商品関係

当中間会計期間（自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）

金融商品の時価等に関する事項

2019年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	2,212	2,212	-
(2)金銭の信託	42,268	42,268	-
(3)未収委託者報酬	25,161	25,161	-
(4)未収運用受託報酬	4,788	4,788	-
(5)有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	5,800	5,800	-
資産計	80,231	80,231	-
(6)未払金	11,888	11,888	-

未払収益分配金	0	0	-
未払償還金	25	25	-
未払手数料	7,472	7,472	-
関係会社未払金	3,649	3,649	-
その他未払金	739	739	-
(7)未払費用	9,291	9,291	-
(8)未払法人税等	1,661	1,661	-
負債計	22,841	22,841	-

注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 未収委託者報酬、(4) 未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。また、譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 未払金、(7) 未払費用、(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

注2：非上場株式等（中間貸借対照表計上額：投資有価証券1,362百万円、関係会社株式12,869百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「（5）有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

有価証券関係

当中間会計期間末（2019年9月30日）

１．満期保有目的の債券(2019年9月30日)

該当事項はありません。

２．子会社株式及び関連会社株式(2019年9月30日)

該当事項はありません。

３．その他有価証券(2019年9月30日)

区分	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間貸借対照表計上額 が取得原価を超えない もの			
譲渡性預金	5,800	5,800	-
小計	5,800	5,800	-
合計	5,800	5,800	-

セグメント情報等

当中間会計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

１．セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

２．関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

１ 株当たり情報

	自 2019年4月 1日 至 2019年9月30日
--	------------------------------

1株当たり純資産額	14,780円24銭
-----------	------------

1株当たり中間純利益	2,882円67銭
------------	-----------

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益につきましては、新株予約権付社債等潜在株式がないため、記載しておりません。

2. 1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

中間純利益	14,847百万円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る中間純利益	14,847百万円
期中平均株式数	5,150千株

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等(委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下 において同じ。)又は子法人等(委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記 に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

(1)定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2)訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託者

(a)名称	(b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社 (再信託受託者：日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

* 2020年3月末現在

(2)販売会社

(a)名称	(b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
株式会社北日本銀行 株式会社千葉銀行	7,761百万円 145,069百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

* 2020年3月末現在

(3)投資顧問会社

(a)名称	(b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
NOMURA ASSET MANAGEMENT U.K. LIMITED (ノムラ・アセット・マネジメント U.K.リミテッド)	4,744,391	英国の1986年金融サービス業法に基づき英国金融サービス庁に登録された当該法律の定める範囲内で行う投資顧問業およびそれに付随する一切の業務を営んでいます。
NOMURA CORPORATE RESEARCH AND ASSET MANAGEMENT INC. (ノムラ・コーポレート・リサーチ・アンド・アセット・マネジメント・インク)	47,293,610.10ドル	米国の1940年投資顧問法に基づき合衆国証券取引委員会(SEC)に登録され当該法律の定める範囲内で行なう投資顧問業およびそれに付随する一切の業務を営んでいます。

* 2019年9月末現在

2【関係業務の概要】

(1)受託者

ファンドの受託会社(受託者)として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行ないます。なお、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行ないます。

<再信託受託者の概要>

名称：日本マスタートラスト信託銀行株式会社

資本金：10,000百万円

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2)販売会社

ファンドの取扱販売会社として、募集の取扱いおよび販売を行ない、信託契約の一部解約に関する事

務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行ないます。

(3)投資顧問会社

委託会社から運用の指図に関する権限の一部委託を受け、信託財産の運用の指図を行ないます。

3【資本関係】

(持株比率5.0%以上を記載します。)

(1)受託者

該当事項はありません。

(2)販売会社

該当事項はありません。

(3)投資顧問会社

委託会社は、NOMURA ASSET MANAGEMENT U.K. LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメントU.K.リミテッド)の株式の100.0%を所有しています。

第3【その他】

- (1)目論見書の表紙にロゴ・マークや図案を採用すること、またファンドの形態などの記載をすることがあります。
- (2)目論見書の巻末に約款を掲載する場合があります。
- (3)届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表等を付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
- (4)目論見書は電子媒体等として使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。
- (5)目論見書は目論見書の別称として「投資信託説明書」と称して使用することがあります。
- (6)目論見書の表紙裏等にインターネットホームページに加え、他のインターネットのアドレス（当該アドレスをコード化した図形等も含む）も掲載し、当該アドレスにアクセスすることにより基準価額等の情報を入手できる旨を記載する場合があります。
- (7)目論見書に当該委託会社の金融商品取引業者登録番号、当該委託会社が運用する投資信託財産の合計純資産総額および目論見書の使用を開始する日を記載する場合があります。
- (8)目論見書に投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨を記載する場合があります。

独立監査人の監査報告書

2019年6月5日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	亀井 純子
--------------------	-------	-------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	櫻井 雄一郎
--------------------	-------	--------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	津村 健二郎
--------------------	-------	--------

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第60期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の2019年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2020年5月1日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 亀井純子
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤志保
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているハイブリッド・インカムオープン2019年9月18日から2020年3月16日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ハイブリッド・インカムオープン2020年3月16日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2019年11月28日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	亀井純子
--------------------	-------	------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	櫻井雄一郎
--------------------	-------	-------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	津村健二郎
--------------------	-------	-------

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第61期事業年度の中間会計期間（2019年4月1日から2019年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的な手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監

査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の2019年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2019年4月1日から2019年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。